

Deconstruction of the Kantian Concept of "Liberty"

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/2297/17739

カント的「自由」概念の脱構築

リベラリズムの「限界」とドウルシラ・コーネルの法哲学をめぐる

仲 正 昌 樹

一、「人格」と「自由」

ジャック・デリダが主に「哲学」や「文学」の領域で試みてきた「脱構築 deconstruction」の手法を「法」や「政治」の分野に応用し、脱構築的な「ポスト・モダン法学」への道を切り開いたことで知られるアメリカの法政治哲学者ドウルシラ・コーネルは、意外なことに、一貫して「カント的自由主義者」を自認している。⁽¹⁾ コーネルの中では、各個人における「意志の自由」という原理から「人倫」(＝「道徳」＋「法」)の体系を導き出そうとするカント的な「正義」論の系譜と、「自由な主体」による根源的「合意」契約⁽²⁾(という擬制)の上に成り立つ近代的「法」体系の脱構築を通して浮上してくるデリダの亡霊的「正義」論⁽²⁾が密接に絡み合いながら共存しているのである。「自由な主体」という大前提を擁護しようとしているのか、批判しようとしているのか文脈によつていずれとも読める彼女の正義論は、非常に分かりにくいとされている。

筆者の見解では、そうした彼女の言説の「分かりにくさ」は、彼女の「人格 person」もしくは「人格性 personhood」概念が、ある意味でカント的な「自由」の原則にあまりにも忠実な形で構成されていることに起因する。

周知のように、「人格 person」という概念は、カントによつて明確な哲学的意味を与えられ、彼の実践哲学・法哲学において極めて重要な位置を占めている。⁽³⁾

「人倫の形而上学の基礎付け」（一七八六）では、「人格」とは、単なる「手段」としてではなく、「目的」それ自体として扱われるべき「理性的存在者」であり、手段としての相対的な価値しか持たない「物件 *Sache*」と区別され（IKW VII.58）、⁴「所有」や「自由」などに関わる「権利 \equiv 法 *Recht*」の主体として位置付けられている（cf. IKW VII.60）。『人倫の形而上学』（一七九七—九八）では更に明確に、「人格とは、自らの行為に対して責任を負う能力のある主体である」（IKW VIII.329）と定義したうえで、この「責任（義務） \equiv 権利主体」としての「人格」を起点として、「道徳」と「法」を体系的に叙述することが試みられている。カントの目指す「目的の王国 *Reich der Zwecke*」とは、様々な「理性的存在者 \equiv 人格」が「共同体的な法（則） *gemeinschaftliche Gesetze*」によって結合したものである（IKW VII.66）。

これから見えていくように、コーネルは、こうした（様々な）人格から成る自由な共同体」の形成に照準を合わせて、法・道徳理論を構築していくこうとする基本的スタンスにおいては極めてカント主義的であるが、その一方で、精神分析やカルチュラル・スタディーズなどの現代的知見を活用しながら、カントの議論の大前提になっている「人格—自由—法／権利」のアプリオリな結びつきに対して根本的な疑問を投げ掛けている。言ってみれば、カントの「人格」概念を批判的に掘り下げながら、その最も「核」になる部分を保持していくこうとしているわけである。

フェミニズム的な法哲学の領域に脱構築的に作用する言説を本格的に導入したことで知られる主要著作『イマジナリーな領域 *The Imaginary Domain*』（一九九五）でコーネルは、自らが提唱しようとしている女性にとっての法的「平等 *equality*」の基礎となるべき「人格」概念を、以下のように定義している。

私たちが、「個性性 *individuality*」あるいは「人格」と考えているものは、所与と見做されるわけではないが、

ある一つのプロジェクト——このプロジェクトは、同等 (equivalent) な基盤の上で私たちの各々に対して開かれたものにならねばならない——の一部分として尊重される。私の議論というのは、個体化 (individuation) のためのミニマムな条件がない限り、人格になるというプロジェクトを有効に軌道に乗せることはできない、というものだ。私は「人格」という言葉を特殊な仕方方で用いている。ラテン語のペルソナ (Persona) は、文字通りに取れば、輝き通す⁽⁴⁾を通して輝く (shining through) ことを意味する。人格とは、仮面を通して輝くものなのである——「仮面」という概念は、「ペルソナ」という言葉と通常結合しているわけであるが。人格とはまさに、輝き通すものなのである。ある人格が輝き通すことができるようになるには、彼女はまず自己自身を全体として——たとえ彼女が自分は決して真に全体にはなり得ないし、「マスク」と「自己 self」を概念的に区分することができないのを知っていたとしても——想像することができるようにならねばならない。私たち各々の人格性の同等な価値が、このプロジェクトに参加する同等のチャンスの名において——少なくとも部分的に——法的に保証されねばならない。(ID 45)⁽⁵⁾

コーネルは、一定の「仮面」を通して他者 (≡他の「人格」たち) の前に輝き現れる「人格」と、その「背後」にある「自己」を一応区別したうえで自らの議論を組み立てようとしている。言い換えれば、「人格 ≡ ペルソナ」というのは、他者たちの前に「自己」の「個性性」を際立たせる際に用いられる演出・舞台装置であって、「本来」の「自己」と一致しているとは限らない。「人格」とは、あくまでも「仮面」を通しての「輝き ≡ 現れ」であって、完成した「実体」ではないのである。「人格」としての「私」たちは、相互に同等 (equivalent) な資格において一つの「プロジェクト」≡「仮面劇」に参加し、演技している者として役割付与されているのである。法の下での「私たち」の「平等」は、生得的に与えられるアプリアリなものではなく、この人格化プロジェクト

の共同参加者としての「同等性」に由来するわけである。

こうした(法的)人格Ⅱ仮面」観は、「人格」の本質を「公的な領域」の光の下での「現れⅡ輝き」と見做したハンナ・アーレントの議論とよく似ている。アーレントも「ペルソナ」の元の意味にまで遡って、「人格」が「自然な」ものではなく、各役者Ⅱ行為主体 (agent) によって演じられるものであることを強調している。ただし、アーレントの場合、もっぱら公に演じられる「人格Ⅱ仮面」に価値が置かれ、仮面の「背後」にある「野性人」の「自然な」情動は、言論活動を本質とする「人間性」に対立するものと見做される。これに対して、引用した箇所から分かるようにコーネルは、「仮面」の「背後」にある「自己」を、闇の中に封じ込めてしまふべき否定的なものとは見做さず、むしろ「人格」形成プロジェクトの到達すべき「目標」として設定している。つまり、個々の「私」が、「自己」の「有る」べき全体像として「想像 imagine」するものが「人格」であり、「私」は、他の「私」たちとの共同「プロジェクト」の中で、「イメージ化された自己Ⅱ人格」を演じているのである。無論「人格」を通してイメージ化された「自己」が、現実の「自己」と最終的に「同一 identical」になることが可能だというのであれば、ヘーゲルの「絶対」精神」の自己現前化運動、マルクスの「労働主体」の自己解放運動などと同形の弁証法的な自己(再)獲得運動であると考えられるが、コーネルは、「プロジェクト」の中に投影 (project) されている「人格」と、その「背後」の「自己」が同一化することはない、という立場を取る。「人格」と「自己」の間には、どれだけ「プロジェクト」が精密化しても決して克服しえない差異があるのである。こうした根源的な差異のために、コーネルの「(自由な) 人格」概念には、「自己」自身を脱構築する契機が常に含まれているのである。

こうした理解の下では、人格というものは「そこ」にある何かではなく、可能性、願望である。この可能性、

願望は、まさに可能性、願望であるがゆえに、決して一度つきりで成就されることはないのである。別の言い方をすれば、人格は、ペルソナを通して作業していく無限のプロセスの中に含意されているのである。この定義では、人格は「自己」とも伝統哲学における主体とも同一ではない。(ID 5)

「人格」というのは既に「存在」している実体ではなく、無限の生成プロセスの中に絶えず巻き込まれ、変貌し続ける「仮面」である。その「正体」(＝「自己」)がいかなるものであるかは、「彼女」自身にとつても一義的に規定しえない。規定することができるのは、「自己」がその都度演じている「ペルソナ」だけであつて、その「背後」にあるはずの「自己」それ自体ではない。一定の形式の下で規定された「瞬間」に、「ペルソナ」と「真の自己」の間にズレが生じ、このズレが次の段階の自己「生成」への契機となる。別の角度から見れば、「ペルソナ」を演じているその都度の「私」(＝人格)は、その演技を通して理想の「自己」(のイメージ)に接近しようとし続ける。

従つて、コーネルの言う「人格」は、「自らが何を求めているのか予め知っている」理性的主体、つまり自己自身の根源的な欲求を反省的に「自己把握」していて、それを「自己の権利」として最初から明確に掲げることができる、いわゆる近代的「主体」とはかなり様相を異にする。ハーバマスによれば、近代的主体の自由な活動は、社会的には「私法によって保護された活動空間内部での自己の利益の合理的な追求」、国家のレベルでは「原理的に平等な政治的意志形成への参加」、プライベートな領域では「人倫的な自律と自己実現」という形で具体化される。⁽¹⁾「自己」自身と「自己」の生活環境を創出していこうとする「強い主体」によつて、「近代」が形づくられたきたわけである。「汝の意志の格率が常に、同時に普遍的立法の原理として妥当するよう行為せよ！」(KW VII,140)という有名なカントの定式も、こうした「強い意志の主体」のイメージ

に対応している、と解釈することができよう。これに対して、その都度自らが置かれている関係性の中で一定の「ペルソナ」を演じながら、常に「真の自己」(が求めているもの)を探索する途上にあるコーネル的な「人格」は、決して単一的で不動な「自己」(の意志)に行き着くことはない。どの時点の、どのような社会的文脈の中にある「自己」を起点とするかによって、「自己の利益」「自己の意志」「自己実現」の意味内容が異なってくるのである。

このように「ペルソナ」と共に自己差異化し続けるコーネル的な「人格」にとつての「自由」とは、(近代的な「主体」あるいは「自我」の場合とは異なつて)単に「自己」の意志のみに従つて行為するということだけではなく、そうした「自己」の「有り方」それ自体を「(自由に)想像」していく可能性をも含意する。カントの場合、「意志の)自由」とは、実践理性からア priori に導き出される「理念」であり (cf. IKW VII, 107-109)、私たちが「道徳法則」について有意味に語ろうとするのであれば、「自由」の「実在性」を無条件に認めるしかないとされている。カントは「意志の)自由」の根拠を、意志の主体である「人格」の「根源」にまで遡つて探求していくことを放棄している、もしくは、理論的に禁じている。コーネルはそれを承知のうえで、敢えて、精神的な視点から「自由な人格」の生成過程の問題に踏み込んでいきながら、カント的な「人格」自由論を、アクチュアルな問題、特にフェミニズムが直面している課題に即した形で再構築しようとしているわけである。換言すれば、コーネルの「人格」は、ア priori に「自由な主体」として「有る」わけではなく、到達すべき「理念」として設定された「自由」に向けて「自己」を「(再)想像」していくプロセスにあるのである。「自由な人格」を道徳・法理論の「起点」から「ゴール」へとシフトする形で、「自由」についてより徹底的に考え抜こうとするコーネルはカント以上にカント的と言えるかもしれない。

私が精神分析的な枠組みを通して展開しようとしている議論では、ある一つの人格になるべく闘争する自由とは、一連の先行する条件——私はそれを個体化のミニマムな条件と呼んでいる——に依存するチャンス、あるいは機会である。自由は常にチャンスである。私たちは、平等に関わる法的问题として、私たちが人格と見做している個体化された存在へと私たち自身を変換することのできるこうしたチャンスのための同等な基盤を保護しなければならない。そこで私の議論というのは、人間という生き物がその定義からして自由な人格であるということとを所与の事実と見做すわけにはいかない、というものである。しかしながら私は、自由な人格性の条件を全面的に練り上げることを試みる、全面的に実体的な平等性の理論を擁護するような別の極端も拒絶する。『無限の作業プロセスを伴う人格』という私の理解を前提にすれば、私たちの各々は、彼あるいは彼女にとつてのユニークな仕方、この闘争に臨まねばならない。それは、私の定義によれば、想像力(imagination)を更新すると共に、自らが誰であり、誰になろうとしているかを再・想像するための空間を要求するプロジェクトである。(ID5)

コーネルは、自らの「想像力を更新」と共に「自らが誰であり、誰になろうとしているかを再・想像すること、言い換えれば、自らの望んだ通りの「人格」へと自己を「想像＝イメージ化 imagine」していくこと(＝個体化)こそが、「自由」であると考えている。ただし、「私」は最初からそのように「自己を自由に(再)想像」する能力を所有しているわけではない。ある「人格」になるための「闘争」を闘い抜くことができるか否かは、あくまでも一定の先行条件の下での「チャンス」であって、何の制約もないという意味で『自由に』「想像力」を働かせることができるわけではないのである。

「想像力」によつて、自らの望む「人格」へと自己をイメージしていくに際して「闘争」が必要であるという

議論は、一見、常識に反しているようにも思えるが、私たち各々の被っている「ペルソナ」が、純粹に私たちの意識の「内部」にのみあるわけではなく、他の「人格」との関係性（≡間主観性）の中で成立しているものであることを念頭におけば、ある意味で至極当然のことである。私たちは、全くの真空状態の中から自らに適した「仮面」を創出しているのではなく、様々な所与の条件によって制約を受けながら、「そこ」にある素材を基に自己を想像しているのである。例えば、異性愛の男性として生まれ、育ってきた「人格」にとつて、いきなり「自己」を女性のペルソナとしてイメージすることはほとんど不可能である。無理に女性の「ペルソナ」になつたつもりでも、実際には、私の意識の内に極めてあやふやで、抽象的なイメージが浮上してくるだけであつて、他の「人格」に対しても十分なリアリティーを持った、本当の意味での「ペルソナ」としては機能し得ない。何故そうなつてしまうかと言えば、私たちの「想像力」自体が、それまで私たちの「自己」が形成されてきた環境あるいは社会から制約を受けており、全面的に「自由」に作用することができないようになっていゝからである。

私たちの「想像力」を特定の方向に誘導し、その枠から逸脱しないよう抑制している、一連の社会・文化的な要因によつて、私たちの「アイデンティティー」(自己)同一性が形成されている。「私」たちは、「ジェンダー」、「エスニシティー」、「宗教」など様々の文脈の中で「同一化(作用) identification」を受けながら、各自に固有の「アイデンティティー」を身に付けてきたのであつて、最初から「自由」に自分の「アイデンティティー」を選べるわけではない。またそのようにして形成された「私」が、(私が現時点で駆使することのである)「想像力」によつて、「同一化作用」の限界を一気に越えて、新たな「アイデンティティー」を獲得できるはずもない。「アイデンティティー」を変化させようとするのであれば、「想像力」それ自体をも「更新」しなければならぬわけである。

「自由」の核心 (heart) とは「何か」を「アイデンティティー」論との絡みで追求した著作『自由のハートで

At the Heart of Freedom] (一九九八)でコーネルは、様々な既成の「同一化」の文脈に抵抗しながら自己を「理想」していくための表象「空間」を開示することの必要性を強調している (cf. HF 183-184 [310-311])⁽⁹⁾。この「再想像」の営みには、「自己」がこれまで拘束されてきた「同一化」を反省的に捉え直すことと、それを踏まえたうえで、それとは異なる「もう一つの自己」の可能性を探求することの二つの側面がある。コーネルの法哲学・正義論は、各人がこうした二重の「再想像」を遂行するに当たって、「法」に何ができるかという問題意識を軸に展開する。この問題意識は不可避免的に、カントの「自由」の理念の再定式化に繋がっていく (cf. HF 183 [310])。それは、(形而上学的な原理や法則ではなく)「私」自身を、「私の自由」の源泉へと組み替えていくポスト近代的なプロジェクトである。

私たちは誰も、全くのゼロからスタートすることはできない——私たちはみな、既に文化的に用意されている善い人生の観念と格闘しているのである。私たちがその中に投げ入れられ、その只中に置かれているがゆえに巻き込まれている世界によって、私たちは今あるとおりに形成されているのである。したがって私たちに与えられた諸価値を、私たち自身のものになるように、掘り崩し、転換させていくプロセスは、一生をかけてのプロジェクトである。「外にある」諸価値と、私たちが既に内面化し、人格を定義するものとして受け入れている諸価値の間に、明確な一線を引くことは不可能である。私たちが、私たち自身の価値の完全にオリジナルな源泉であることは現実には不可能であるし、私たちが慣習的な道德性を吸収している度合いを知ることすらできない。私たちは無意識のうちに、それに反抗したり批判的に入り入れたりするよりは、むしろそれを神聖化しているのである。私たちは自分自身の諸価値の十分に保証された源泉ではありえないが、それにもかかわらず、あたかもそうした源泉であるかのごとく政治的に承認されるべきなのである。(・・・)つまり言ってみ

れば、政治的理想としての人格の自由は、必ずしも、人間の条件に関する真理や、自律性の形而上学的正当化に根拠している必要はないのである。(HF 38-39 [80-81])

彼女の議論は、「法」と「道徳」の理念的な基礎となるべき「自由—人格」論を、個人のアイデンティティーの(再)想像に関わる「想像力」論と密接にリンクさせる形で構成されており、第二批判(Ⅱ『実践理性批判』)と第三批判(Ⅲ『判断力批判』)を基本的に別個の体系として展開しようとしたカントの枠組みを再編成したも
のになっている。この再編成を通して、抽象的な理念としての「人格」と、社会的・文化的な文脈の中で形成される「アイデンティティーⅡ自己同一性」を関連付けて論じることが可能になる。コーネルは、このような形で再編・再定式化した「カント主義」を応用することで、従来のリベラリズム法学の射程になかなか入ってこなかった問題、例えば「セクシュアリティ」の問題にアプローチすることを試みている。

「私たち」の社会では、「女性」、「同性愛者」、「トランスセクシュアル」等、特定の「性^{gender}」や「セクシュアリティ」に属する人々が、公的空間において「平等な人格」として承認するに値しないものとして「格下げdegrade」されることがしばしばある(HD 10)。これらの問題は、表面的には「法」によって是正することも可能であるように見える。しかし、マジョリティである「一般人」が公的空間における「同性愛者」の「プレゼンス」を嫌う態度を示すことを全般的に「禁止」するような法制化を行えば、当然のことながら各人の「表現の自由」に抵触する恐れが出てくる。国家や団体が各人の「性的表象」の有り方にまで介入し、一律にガイドラインを定めたりすれば、私たちの「自由」の余地が更に狭められることになる。既に見たように、コーネルは「自由な人格性の条件を全面的に練り上げることを試みる、全面的に実体的な平等性の理論」は拒絶するという態度を取っている。また、そうした「国家」や「大きな社会」による「上」からの介入の逆に、それぞれの「集

「団」が自らに固有のアイデンティティーを「独自」に主張すべきことを提唱する「アイデンティティー・ポリティックス」路線を素朴に追求していけば、様々なアイデンティティー集団（＝共同体）の間で、相互のメンバーを「人格」として「承認」し合うことがかえって困難になる。⁽⁹⁾更に言えば、アイデンティティー・ポリティックスが硬化化して、「アイデンティティー」が不動の実体であるかのように想定されれば、自らを拘束している所与の「アイデンティティー同一化作用」から離脱しようとする「個人」の「自由」が抑圧されてしまう危険も生じてくる。コーネルは、自らの「(性的) アイデンティティー」についての解釈の余地を、各個人(人格)から奪ってしまうような性質を有する「外」からの押し付けには反対している (cf. HE 169 [286-287])。

従来型の自由主義では、こうしたいわば「心 heart」の「内部」の問題に本格的に関与するのは難しい。実際、自由主義的な法・政治思想は、ごく最近まで伝統的な「公的領域／私的領域」の二分法を根拠にして、「セクシユアリティ」の「解釈」をめぐる問題には、不介入という建て前を——少なくとも表面的には——取ってきた。⁽¹⁰⁾

「心」の「内／外」の境界線を一義的に引くことのできない、「セクシユアリティ」のような「アイデンティティー同一化」問題に政治的・法的に介入するに際して、コーネルは、抽象的に理念化された「人格」概念に「戦略的」に依拠することを提唱する。つまり、「セクシユアリティ」の「正しい扱い方」を類型的に規定する形での差別根絶を標榜するのではなく、諸「人格」の間の「平等」な共同性を侵害するような行為を、「人格化」のプロジェクトに参加する同等なチャンス」の名の下に「禁止」するという論理構成を取るわけである。彼女は、これを「格下げ禁止 degradation prohibition」と呼んでいる (ID 10)。

別の言い方をすれば、「セクシユアリティ」というリアルな問題を、「人格」という抽象的なレベルへと戦略的に絞り込むことで、アイデンティティー・ポリティックスによる「個人の自由」の浸食を最小限に食い止めるわけである。「人格」を、その都度の社会的関係性の中で変貌し続ける「ペルソナ＝仮面」と見なす彼女の脱構築

築的な「人格」観は、こうした概念上の操作を行ううえで有利である。既に見たように、彼女の「人格」は、形而上学的な実体でも、社会的現実でもなく、「プロジェクト」の中で「自己についての諸価値の源泉であるかのごとく」（暫定的に）承認されているだけであるから、あらゆる文脈・状況において「常に同一」の特性を有するものとして想定される必然性はない。

トランスセクシュアルな人のプレゼンス（Ⅱその場に居合わせること）によって、誰かの平等な（equal）人格性が否定されるわけではない。レスビアンのカップルが手をつないでいることについても、同様のことが言える。同性愛嫌いの傍観者は気分を害するかもしれないし、自分の「レストランがトランスセクシュアルな人のプレゼンスによって汚染されているとさえ感じるかもしれない。しかし、その人物が抱いている公共空間に対する適正Ⅱ所有（propriety）感覚を、その「性」ゆえに侵害しているとされる存在のプレゼンスによって、その人物自身が、人格において格下げされるわけではない。彼には依然として、異性愛で有る自由が残されている。彼は自らの性あるいはセクシュアリティを追求することができる。彼はただ、他者のセクシュアリティをコントロールできないだけなのである。（D II）

コーネルは、こうした「人格」という（可変的な）パースペクティヴを通しての「セクシュアリティ」へのアプローチは、カントが『理論と実践』（一七九三）で示している、以下の「自由—権利」論と整合性があると主張する。

人間としての自由は、公共体の憲法（Konstitution eines gemeinen Wesens）の原理であり、以下の定式によって

表現できる。すなわち、何人も彼が自分なりに他者の幸福であると考えているような形で幸福を、私に強いことはできない。なぜなら各人は、いかなる形であれ彼自身に適していると思われるような仕方で自分の幸福を追求して差し支えないからである。その場合、彼は同様の目的を追求している他者の——可能な普遍的法の枠内での全員の自由と調和し得る——自由を侵害しさえしなければよいのである。つまり、彼は自分が享受しているのと同じ権利を他者にも認めねばならないのである。(KW XI, 145)

この箇所は素朴に読めば、各個人の「幸福追求権」を相互に尊重するという市民社会の一般的原則を表明しているにすぎないようにも思えるが、コーネルの「人格」論の視点から見れば、かなり異なった様相を呈してくる。「目的の王国」人格の共同体」のプロジェクトに参加している「私たち」は、他の諸「人格」の幸福追求の仕方（「生き方」）に干渉しないというだけではなく、いかなる人格もその幸福追求形態ゆえに「格下げ」され、結果的に自由を侵害されることがないような「可能な普遍的な法」を協同的に構築していく責任を負っているのである。多くの「人格」（として扱われるべき者）が、現実に「格下げ」を受けている以上、各人に「自由な人格」として自己再想像することを可能にするための積極的関与が不可避になるのである。この点で、コーネルの修正カント主義的リベラリズムは、「自由」の無制約性を強調するリバタリアニズム（自由至上主義）とは、はっきりと一線を画している。

人間の「本来的な有り方」を本質主義的に規定することなく、「ベルソナ」のレベルでの相互承認、プロジェクトへの参加の促進という形で、「同一化」をめぐる複雑な問題系にコミットしていくことが、コーネル的に現代化されたカント主義の特徴である。

二、「父の法」と「イマジナリーな領域」への権利

「人格共同体」のプロジェクトの名において、「人格」の「格下げ」が行われている現状に戦略的に介入する際に用いるべき基本的な法Ⅱ権利概念として、コーネルは、「イマジナリーな領域への権利 right to imaginary domain」を提案している。これは、様々な所与の「同一化」の文脈の中で構成されてきた「自」、自身を「再想像」することを可能にするための権利である。

イマジナリーな領域は、伝統的な法理論が性的プライベートシーと呼んできたものを、より掘り下げて明らかにする。イマジナリーな領域という概念は、文字通りの意味での空間が心的空間 (psychic space) と合致しないことを前提にしたうえで、私たちの自由の感覚が——私たちが自分是谁であるか、そして性に関わる存在 (sexuate being) として誰になろうとしているのかを問題にするに際しての——想像力の更新と密に結び付いていることを明らかにする。精神分析的に見れば、想像界 (the imaginary) はその人物の性的イマージと不可分なものであり、従って各人の想像界は、他者の想像界を押し付けられて、自らの性に関わる存在への尊重の念を奪われてしまうような立場へと追い込まれることがないよう要求するのである。(ID 8)

既に述べたように、「近代」の伝統的な法理論は、「自由」の追求は主に公的領域で為される営みであり、権利主体としての「市民」は自らが何を求めているかを「知っている」という前提で構築されてきた。従って、「法」が制御すべきは、公的領域において「権利」として（既に）承認されているものの間の相関関係であって、それ以外の自由への欲求は、「私的領域」に属するものであり、関与すべきではないとされてきた。とりわけ、「性」

あるいは「セクシユアリティ」に関わるプライバシーは「心」の問題であり、「心の中の自由」は、法が扱ふべき「自由」とは位相が異なるとされてきた。近代法における「自由」の「核心」部は、性的プライバシーから遠く隔たったところ、例えば、市民相互の経済的「契約」関係の中にあるのである。それに対してコーネルは、「自由」の「核心 heart」部は、むしろ「心 heart」の内にあり、自らの想像力を「自由に働かせること」で「心的空間」を獲得することこそが、現実の空間における政治・経済的に自由な活動の前提条件になるといふ見解を取る。

現代の最も代表的なりべラリズム法哲学者であるジョン・ロールズは、現実社会における物質的不平等を是正するための「配分的正義 distributive justice」を、諸個人の「自由」と両立可能な形で制度化するために、各人を、自らが他人と比較して社会的に強い立場にあるのか否かを見えなくする「無知のヴェール」の下に——仮想的に——置くことを提案している。⁽¹⁾「原初状態」における「自己」を「想像」したうえで、この「自己」にとって最も妥当 (reasonable) と思われる資源の「再配分」のルールを選択させるわけである。コーネルは、「自由な人格」による「共同体」という大前提を崩さない形で「平等」を実現しようとするロールズを、現代における最大のカント主義哲学者として高く評価しているが、その一方で、そうした「配分的正義」の諸原理が手続的に正当化される「以前」に、「イマジナリーな領域」への権利が承認されている必要があることを強調している (cf. HF 14 15 [33-34])。何故ならば、「自分が誰であるか、誰になろうとしているか」を「自由」に想像しうる心的空間を確保していることこそが、「(想像された) 自由な人格」で有る自己の視点から見て「妥当な」原理を選択するための条件だからである。経済的な富の保有高、社会的地位、社会的潜在能力などは一旦「無知のヴェール」の外に置くことができたとしても、「私」自身を根源的に形成している「性的イマージ」をゼロの状態にして想像力を働かせることはできない以上、「配分的正義」のルールを決定する「以前」に、自らの「性に関わる存在」を

再想像するための「心的空間」を予め準備しておかねばならないのである。

コーネルに言わせれば、「人格に彼女の性に関わる存在を表象する権利を付与するイマジナリーな領域は、人格の自由にとって基本的なものである。人間にとって、自分の性的関係や家族関係をいかに組織するかの選択以上に、人格に深く関わるものはない」(cf. HF 58 [109]) のである。コーネルがこのように「性に関わる存在」や「性的イマージ」を特別に重視している背景には、彼女自身が言及しているように、(無意識化に抑圧されている) 性的衝動||リビドーとの関係で「自我」の形成を論じる「精神分析」との批判的取り組みがある。彼女が念頭に置いているのは、ラカン派精神分析である。

かなり大まかに要約すれば、ラカンの理論は、フロイトが「エディプス・コンプレックス」という視点から説明した「自我」の形成過程を、より象徴的に再解釈したものである。原初における幻想的な母子未分化状態に、ファロス(男根)という象徴的な形を取って「父(の法)」が介入してくること(=象徴的去勢)により、「自我」が分離される。その際に、「父の名||否 nom (non) du père」に代表される「象徴界 le symbolique」の支配の下で、「想像界 l'imaginaire / 現実界 le réel」の間に厳格な境界線が引かれることになる。⁽¹²⁾つまり、「父の名||ファロス」を一旦受け入れてしまった後の「私」にとつての「想像界」は、無制約的に想像力が働いていた「かつて」の幻想状態とは異なり、隣接する「現実界」によって制約を受けているのである。

そうした「想像界」に基盤を置いている「性的イマージ」+「身体のイメーシ」は、「自由」な想像力の産物ではなく、「鏡像段階」において、「自己」の鏡としての「他者」のイメーシが、(自己の)内面へと取り込まれることを通して形成されるものである (cf. HF 35 [75-76])。このように、「大文字の他者」を反映する形で内面化された「性的イマージ」を媒介にして、私たちは「女性」あるいは「男性」として「性化されている being sexed」のである。「私たちは非常に『深く内側』から、『性化されている』ものとして自分自身を見ているのであり、そ

のため私たち自身の性に関わる存在を企画し直す (re-*en*vision) ことは、全く不可能ではないにしても、容易にはなされえない。こうした内的に「性化されている」という感覚が性的イマージであり、これによって私たちがそれを通して自己を表象する無意識的に引き受けられた見せかけのペルソナ (unconscious assumed persona) の基礎が形作られるのである」(HF 37 [78])。私たちは、反省的に「自己」を把握する「以前」に、既に無意識的に「性的イマージ」と結びついた「ペルソナ」を被っている——あるいは、被らされている——のであって、それを恣意的に付けたり、外したりできるわけではないのである。

ラカン理論の前提の下では、こうした「性化」のプロセスは、「ファロス」を有する「父」の主導によって遂行されるわけであり、「私たち」は必然的に「父の法 the Law of the Father」の支配を受けることになる。それが社会的に具現したものが、家父長的なジェンダー構造ということになる。フェミニスト理論家としても知られるジュリア・クリステヴァやリュス・イリガライは、ラカンの精神分析を批判的に再解釈することを通して、家「父」長的なジェンダー構造の必然性を疑問に付し、「父の名」に従属しない多様な「セクシュアリティ」の可能性を追求した。コーネルは、最初の著書『適応の彼方へ Beyond Accomodation』(一九九二)で、クリステヴァやロビン・ウエストの議論を踏まえながら、ファロスによる象徴的支配が、「男性」と「女性」の双方の「性に関わる存在」に対して抑圧的な作用を及ぼしていることを指摘している。

男性的なアイデンティティーというのは、社会的秩序の土台になっている象徴界による統治からの分離ではなく、への従属 ということである。そして象徴界の秩序は、「ボーイズ・クラブ」の基礎を提供しているものである。自律した人Ⅱ男 (autonomous man) という神話が、兄弟たちはもっぱら父の法への従属を通して自らの男性らしさ (masculinity) を見出だし、そしてまた法についてのこうした共有されたリアリティに

よって彼らの帰属感、男性としてのアイデンティティーが維持されている、という痛ましい認識から彼らを守っているのである。女性たちは、このクラブにとっては他者 (the Others) である。それが、このクラブの境界線を印付け、そのメンバーシップを定義しているものである。ラカンの性差理解は、何故男性たちがたとえ女性に対して残酷であったとしても「弱虫」であるのか、説明する助けになる。性差は、共有される、社会的な男性的リアリティーを生み出す。(・・・) この「リアリティー」とは、父による去勢の恐怖に基礎付けられた、父の法への従属というリアリティーである。ファロスを持つているという錯覚と共に、それを失うのではないかという不安がやって来る。こうした解剖学、云々による表象は、男性的秩序に対して、より一般的に言えば、他の男性たちとの関係の中で従属している男性の幻想として理解される。ラカンには、「現実的な」男性優位はない。男性的特権は、ペニスを有することがファロスを有することであるという幻想的同一化に基礎付けられている。(BA 53)⁽¹³⁾

コーネルは、このように「ファロス」の「純粋に象徴的」な性格を強調する形でラカンを再読解することを通して、二正面(あるいは三正面)的な批判の戦略を展開しようとしている。彼女の批判の第一のターゲットになっているのは、当然のことながら、「自律した人Ⅱ男」(のイメージ)を基準に構成されている既存の市民社会の「中立性」である。実際には、象徴的な「父」と「幻想的に同一化」している「ボーイズ・クラブ」が、「父の法」に基づいて統治しているのであって、「女性的なアイデンティティー」は、それとは「異なる」「逸脱しているもの」として排除されることになる。こうした形での男根中心主義Ⅱ家父長支配に対する批判は、コーネルだけでなく、(単なる男女「同」権に留まらない)「女性的なもの」の復権を主張するフェミニズム一般がやってきたことである。しかしながら、コーネルは、「男性的アイデンティティー」が「現実的」にこの社会を支配している

という前提に立つて、それに対抗する「女性的アイデンティティー」を新たに立ち上げようとする二項対立的なフェミニズムの言説からも距離を取ろうとしている。

「ファロス」とはあくまでも、原初的な幻想状態からの「自我」の「心的分離 *psychic separation*」を引き起こす「(父の)法」の「象徴」であって、男性の身体についている現実の「ペニス」と同一ではない。¹⁴⁾つまり、生物学的に「男性」で有ることが、「自律した人Ⅱ主体」で有るための必要十分条件であるわけではなく、男性たちは「法」に従属することを強いられながら、あたかも「主体」で有るかのよう振舞っているだけである。

男性たちの主体性は極めて不安定な「幻想的同一化」の上に基礎付けられているのであって、「中立性」という外観の背後に「男性的アイデンティティー」なるものが、不動で強固な実体として潜んでいるわけではない。コーネルに言わせれば、「男性的アイデンティティー」を前提にしたうえで、それに回収することのできない「女性的アイデンティティー」を(二項対立的に)対置する形で、「男性支配」の「現実」に挑戦しようとする主流派フェミニズムの言説は、ある意味で、「ファロスⅡベニス」という「ボーイズ・クラブ」の幻想を素材に受け入れており、そのため出口を見失っている。この世界の全てが、現実存在する「男性」たちのイメージに合わせ構築されていたとすれば、フェミニズムが掲げる「女性的なもの」もまた、「男性」たちが自らの支配のために作り出した「虚偽意識」にすぎないことになり、いくら(男性的「リアリティー」の上に立つて)「男性支配」を糾弾しても、男根中心主義的な世界の基本構造は変わらない、という悪循環に陥ってしまう。

「セクシュアル・ハラスメント」を法的概念として定着させ、かつアンドレア・ドゥウオーキンと共にミネアポリスの「反ボルノ条令」を起草したことも有名なフェミニズム法学者キャサリン・マッキノン⁽¹⁵⁾は、「国家は、法と社会の間の関係に男性的な権力の視点を採用しているという意味で、法的に男性的である」と主張し、「法」の「中立性」の「背後」に隠れた男性優位のジェンダー秩序を暴き出そうとする。彼女にとつては、自由主義的

な法理は、男女の間の現実的な不平等を隠蔽して、平等性の外観を生み出すイデオロギーなのである。そうしたマッキノンの法理論に対して、コーネルは、伝統的なマルクス主義による「自由主義国家」に対する批判をほぼそのままジェンダー問題に応用したものであるとアイロニカルにコメントしている (cf. BA 122)。マッキノン自身は、「女性的な差異」を積極的に肯定しようとするタイプのフェミニズムに対して批判的であり、女性的な「価値」(＝上部構造) は、彼女たちが受けてきた——レイプに代表される——抑圧(＝土台)の反映だという立場を取っている (cf. BA 126)。これは、マルクス主義とのアナロジーで言えば、プロレタリアートの価値を積極的に構築していかうとする正統派マルクス主義に対して、「プロレタリアート」のイメージ自体にまで忍び込んでいるイデオロギーをどこまでもメタ・レベルから批判し続けようとする批判理論の立場ということになるだろう。そうした徹底した「イデオロギー批判」の立場に立っているマッキノンの「変わらないフェミニズム」は、コーネルの目から見れば、批判理論と同じ袋小路に入り込んでいる。否定神学的に「中立性」を批判し、男性的なものを連続的に暴き出す営みにおいてしか「女性的なもの」を表現しえないため、いつまでも——ゴールを求めているにもかかわらず——ゴールが見えてこないのである。

コーネルは、マッキノンの論理は——マッキノン自身の意図に反して——男性中心の視点から精神分析を構築したラカンの「誤り」をそのまま再生産している、と指摘する。ただしラカンの場合、ファロス＝ペニスの所有に基づく男性優位は「見せかけ」であるという留保を付けていたが、マッキノンにはそうした視点が欠けている (cf. BA 129-130)。そのため、男性支配を「現実」として認めてしまうという自己矛盾に陥っている。そうなる、女性はジェンダー支配の無限の「罨」に囚われた犠牲者にとどまるしかない。

マッキノンに対する私の批判は、ジェンダー・アイデンティティーのリアリティーの全面的浸透性 (E)

pervasiveness) についての彼女自身の分析に内在する矛盾を強調するものである。この矛盾は、以下のように簡潔に表現できる。何らかの理想 (ideal) を肯定しない——たとえそうした理想がマッキノンの自由の概念に含意されているとしても——のであれば、フェミニズムは批判の鋭さを失ってしまう。なぜなら、そうした理想を持たないフェミニズムは、男性的な視点を、リアリティーの全てであると見なして強化してしまうことになるからである。たしかにマッキノンのフェミニズムは、女性たちの状態の「有り」方を間違いないと見なして非難している。そうなるとフェミニズムは単なる記述的なものではなくなる。だからこそ、対抗しうる (countervailing) 理想——たとえそれが、女性たちはいかなる定義の下でも自由を達成していないが、自由は重要であるという点で、限定された臨界的な意味における「対抗」であったとしても——が必要になる。しかしマッキノンにとって——この点では私も彼女に同意するが——は、私たちのジェンダー・アイデンティティーのシステムにおいては、これらの理想は男性的支配によって汚染されている。対抗しうる女性的な「リアリティー」あるいはイマジナリーなものがないければ、私たちは不可避的に、女性の条件を評価する唯一の基準である男性的なものと共に取り残されてしまう。こうした欺瞞¹¹押し付けられた立場 (imposition) の力は、フェミニズムは「不可能」であると告白することで解決できるわけではない。いかなる対抗しうる視点もありえないからである。また、例えば彼らが「セックス」と「見ている」ものを、私たちは「レイプ」と見ているといった形で、現行の見方の秩序を転倒しても解決されない。(・・・) 非常に単純化して言えば、マッキノンの中心的な誤りは、女性的なものを、男性のまなざしによって見られ、そのように構築されている「現実世界 real world」と全面的に同一化 (identity) することによって、女性的な「リアリティー」を、私たちが「彼らにとって」そうであるところの性的に見られる客体 (sexualized object) へと還元してしまったことにある。(BA 130)

コーネルから見て、マッキノンの「変容しないフェミニズム」は、この世界を構成している「全て」の「リアリティー」の内に「男性的なまなざし」を暴露することに集中するあまり、事実上、「リアリティー＝男性的リアリティー」という俗流ラカン主義的に「閉じられた」世界観に入り込んでしまっている。そのため、それに「対抗しうる女性的なりアリティー」を「正当に」打ち出すための理論的足場を失っている。マッキノン自身の「リアリティー」の定義からして、「レイプする者 *fucker* / レイプされる者 *fucked*」の二項対立（的異性愛）関係を土台としない「女性的なりアリティー」なるものは、必然的に虚偽意識ということになる。そうなると、このリアリティーの中で「レイプされる者」の位置から逃れようとするれば、自らが「レイプする者」の側に回るしかない。それは、マルクス主義における階級闘争と同じ論理である。「マルクス主義のパラダイムをジェンダーに移入するマッキノンの立場に内在する本当の危険は、女性的なものについてのあらゆる倫理的理想（*the ethical ideal*）を歪みとして拒絶しなければならず、従って私たちには、所与のヒエラルキーの内部の権力闘争しか残されていない、ということにある」（BA 132）。ヘーゲル的な「主人／奴隷」の弁証法に内在するヒエラルキーを再生産することなく、その「彼岸」を目指そうとすれば、「政治闘争を異なった仕方でもヴィジョン化すること」できる、女性的なものの倫理的肯定（*ethical affirmation*）」（BA 132）が必要になってくる。

コーネルは、「女性的なもの」についての「倫理的理想」を掲げる自らのフェミニズムを「倫理的フェミニズム *ethical feminism*」と呼んでいる（BA 132）。これは、いわゆる「男性的なもの」によって汚染された——現在の「私たちが」の——「まなざし」を通して見えてくる「リアリティー」（に対する批判）を唯一の起点とするのではなく、「人格の共同体」の構成員としての「私」たちが目指している「理想」を基準にして、「異なるリアリティー」の構築を積極的に打ち出す立場である。別の言い方をすれば、もう一つの「リアリティー」がどこかに既に「有る」と主張したり、男性的リアリティーの背後に埋もれていると暗示したりするのではなく、現時点で

の「リアリティー」を一旦括弧に入れたうえで、「理想」的な視点から、どう「有るべき」かを問題にするわけである。その意味で、彼女の倫理的フェミニズムは、「何が『有る』かではなく、何がある『べきought』かに焦点を当てることを要求している」(HF 15 [35])。カント政治哲学との連携を標榜するのである。これまで繰り返し述べてきたように、彼女の法・政治哲学の基本的単位になっている「人格」はあくまでも、*実在するアイデンティティー*であるいは「主体性」から帰納的に導き出されるものではなく、「人格化プロジェクト」の中で仮想的に設定されている「ベルソナ」であるわけだから、経験的な現実とは独立に、純粋に「べきで有るought to be」(叡智体)のレベルで「目的の王国＝公共体」を構築しようとするカントの政治哲学と接合可能である。そうした「べきで有る」のレベルで構成される、倫理的フェミニズムの共同体をコーネルは、「べきで有るの共同体 the community of the ought to be」と呼んでいる⁽¹⁷⁾。

無論、私たちが現在見ている「リアリティー」から距離を取って、純粋な「理想」の視点に立つといっても、鏡像段階において既に、自らの周囲の「他者」たちとの関係性の中で「性的イマージ」を形成してしまっている私たちは、全く「ゼロの状態」から「自己」の「理想」像を「再想像」することはできない。無理に「ゼロの状態」になったつもりで「理想」を想像しようとするれば、マッキノンも批判しているような単純な「女性らしさ」肯定論と同じ過ちを犯すことになる。そこで、身体的イマージの基盤になっている「想像界」のレベルで、自己を「再想像」するための準備作業が必要になるわけである。それが「イマジナリーな領域」への「権利」である。

何故、単なる「再想像」のための努力ではなくて、他者からの承認を要する「権利」の形を取らなければならないかといえ、私の「身体的イマージ」が他者との関係性の中で形成されている以上、「自分だけ」で再想像することはできないからである。ラカン派精神分析では、「想像界」は、「愛」や「憎しみ」といった「社会の基本的なきずな」を作り出すとされている。私たちの「自己」は、「多数者が構成している典型的な人間という鏡

像の中で、「同一性を絶えず確認する作業にいそしんで」おり、この確認作業からいきなり逸脱することはできない。「他者」との関係においてお互いに反射し合いながら、典型的な「男性」あるいは「女性」としての「自己」を（間主観的に）同一化してきた「私」が、例えば「ゲイ」や「レズビアン」へと「いきなり」変身しようとしても、他者たちはそれが「自然」だとは認めてくれず、異常視するだろう。そうになると、他者の社会的なまなざしを「内面」に取り込む形で、安定した「性的イマージ」を新たに形成するのに困難を来すことになる。「想像界」における「性的イマージ」の再構成が、意図した「変身」の速度に追いつけないわけである。そのため、自己の「再想像」に当たっては、同時に、「他者」たちとの関係をも社会的に「再想像」していかねばならない。そこで、「再想像」のプロセスの中で「自己」と「他者」の間を調整するための「権利」関係が必要になってくるのである。

ただしここで留意すべきは、コーネルの言う「イマジナリーな領域への権利」は、特定の抑圧されてきた「アイデンティティー」あるいは「差異」（だけ）を守るための権利ではないということだ。フェミニズム系の人類学者・歴史学者の中には、既存のジェンダー的ヒエラルキー「以前」の状態へと歴史的に溯り、より自然な性の在り方を見出だすことを試み続けている人たちがいる。コーネルたちは、こうした努力自体は評価するものの、そこで見出だされた「異なった性の有り方」を「真正なもの」と見なすことは避け、そうした歴史的原初状態よりも「更に以前」に「イマジナリーな領域」を設定すべきことを主張する (Gris 351)。つまり、歴史的に行する「同一化」の形態だからといって、他の形態に対して優先されるべきではなく、どのようにして自己を再同一化・再想像化していくかは、各個人の選択に委ねられねばならない。そのため、「イマジナリーな領域への権利」である。この権利の「主体」は、その都度の「ペルソナ」を通して自己の理想像を表現しようとしている「人格」であって、集団ではない。国家であれ、反体制運動であれ、マイノリティー集団であれ、何らかの「集

「団」が、個人にとつての「真正な」あるいは「望ましい」「同一化」の在り方を規定するという発想は、「イメージナリーな領域への権利」とは相容れない。

そうした理由からコーネルは、父親を中心とする近代「核家族」に代わって、「母／子形態」を「自然」な、つまり中核的家族単位」とし、社会政策と法令は「母／子」の親密な関係を中心に形成されるべきだとする、マーサ・ファインマン⁽¹⁹⁾の提案を批判している。「シングル・マザー」に対する「格下げ」を終焉させるために、従来⁽²⁰⁾の家族の定義を変更すべきだとするファインマンの姿勢は評価できても、だからといって、特定の「家族」形態だけを国家が法的に保護すべきではない。

私が賛成しない点は、ある種の親密性 (intimacy) を他種の親密性よりも特権化する基定的規範を国家が押しつけるようなことがあるてはならないということである。異性愛者に限らず、対等者との親密圏において自らの性に関わる存在を表現したいと願う人々もいるのである。そのような人々が対等な愛を表現することは許容されねばならないのであり、その呼称が婚姻であろうと、契約のみでは開始されない対等な愛に新たに与えられる法的名称であろうと関係ないのである。明らかに、婚姻が存在する限り、それは私たち全て——ゲイ、レズビアン、ストレートの男女——に開かれていくべきである。異性愛家族を自然な家族として認定することによって、国家が親密性とセクシュアリティを強制的に合流させるべきではないという点では、ファインマンに同意する。しかし、国家がセクシュアリティと親密性を強制的に合流させるべきではないという議論と、法的特権を与えられる家族の新しい基礎的単位では親密性とセクシュアリティが分離されねばならないという命題の擁護は別問題である。(HF 115-116 [204-205])

「イマジナリーな領域への権利」は、あらゆる同一化の可能性の中から、自らに適した「理想」をもう一度「再想像」し、選択することを可能にするための「権利」であり、それゆえ、「自由」に関わる全ての権利に理論的に「先行」する形で設定される必要があるのである。

従来のフェミニズム系の法・政治理論とコーネルのそれとの違いをここでもう一度まとめておくと、コーネルは、①イリガライやマラーサ・ファインマンのように「母子関係」を家父長的原理に代わるより根源的なものとして措定するやり方であれ、②マッキノンのように、女性的なものゝの存在余地を認めない「男性支配」の「現実」を告発し続けるやり方であれ、支配的な「現実」についての「解釈」を一元化しようとする言説に反対する。「私たち」を抑圧し、強制的に同一化している「現実」をどのように再表象していくかは各「人格」が決めるべきことであり、(各人にとつての) 解決策は、諸「人格」が参加する自己再想像のための「プロジェクト」の中で見出されるべきなのである。

三、「イマジナリーな領域」における回復の権利

近代法学において個人の諸「権利」が、自律した「人格」の意志の(間主體的な関係の中での) 現われとして理解されてきたのに対して、「イマジナリーな領域に対する権利」は、そうした権利主体としての「人格」の「再想像」のための権利である。いわば、諸「権利」を根拠付けているメタ権利とも言うべきものである。この「権利」の対象になる「イマジナリー領域」とは、現実の物理的空間ではなく、心的空間、「もしも私たちが、私たち自身を目的とし、私たちが自身を人格として主張すればどうなるか想像をめぐらせることのできる」かのよう「as if」の空間」(HF 8 [25])である。それは、「自己」を再び掻き集める (recollect oneself) 「回想的想像力 recollective imagination」が作用する空間である。

ラカンの洞察によれば、レイプなどによるトラウマ（心的外傷）を受けて一旦麻痺状態に陥った「自己」は、未来に向かって進んでいく前に、過去に遡って想像的に自己自身を掻き集め、自己の統合性を回復しようとする（cf.36 [76—77]）。そうした顕著なケースでなくとも、私たちは皆何らかの形で「自己」の統合性を阻害するトラウマを帯びており、そこから脱出すべく、常に——それと意識しないままに——「回想的想像力」を働かせている。コーネルはこの「イマジナリーな領域」を明示的に概念化し、「権利」として請求することにより、私たちがこれまで「同一化」の過程で与えられてきた様々な素材の中から、「自己」にとつて適したものを再び掻き集め、自己の新たな「理想」へと「再想像」していくプロセスを促進する戦略を立てているのである。この意味で、「イマジナリーな領域」は、「回復の場所 location of recovery」（HF 9 [26]）である。

このように、傷付いた「性的イマーゴ」を回復し、法的に責任を担いうる「人格」へと「再想像」という「法以前」の営みは、通常であれば、精神分析に代表される精神医療、カウンセリング、サークル活動などで為されることであり、直接的に法的「権利」という形で論じられるべき事柄ではないと考えられがちである。強いて言えば、日本国憲法二五条で「健康で文化的な最低限の生活を営む権利」と呼ばれている社会権の一部ということになるだろう。個人が特定のトラウマから「回復」することだけに限定して考えれば、たしかに「権利」として公共空間に持ち出すのはやや不適切にも思えるが、先に述べたように、「性的イマーゴ」と「身体のイメージ」は純粹に個人の内で発展してくるわけではなく、他者との関係性の中で「鏡像」的に形成されてくるものである。そうした「自己」の形成と深く関わっている社会的関係性、特に「家族法」を始めとする近代法によって構築されている関係性に効果的に介入するために、「イマジナリーな領域」への「権利」という形で要求を掲げる必要性がある。

「イマジナリーな領域」の「法」への応用を、コーネルは「妊娠中絶」「養子」「性器切除」「セクシユアル・

ハラズメント」など、「セクシュアリティ」に関わるいくつかの問題系に即して展開している。その中でも「イマジナリーな領域」論の特徴が最もはつきり出ているのは、「ポルノグラフィ」の問題である。既に見たようにコーネルは、女性たちを「レイプされる者＝犠牲者」と見做すマッキノンの理論的枠組みに批判的であり、ポルノグラフィを「規制」するための「適切な法的手段」として考案されたマッキノンとドウウォーキンの「公民権条令」⁽²⁾を拒絶している (cf. ID 99)。コーネルは、主流派の異性愛的なポルノグラフィの多くで、ポルノ・ワーカールの「格下げ」が為されていることは認めている。それらの「作品」においては、何らかのメッセージが伝達されているというよりは、現行のジェンダー・ヒエラルキーが性行為の中で無意識的に映し出されている (cf. ID 100)。そうしたポルノに現れているジェンダー構造を批判的に見ていくべきであり、ポルノ産業に対して法的規制をかけるべきことはコーネル自身も強調している。しかし彼女はその一方で、「ポルノグラフィそれ自体 pornography per se」が、セクシュアリティについての男性の幻想を掻き立て、性差別を助長していると決め付け、「法」によって全面的に廃絶に追い込もうとするマッキノンの立場を厳しく批判している。マッキノンは、ポルノグラフィは男性たちをレイプするよう挑発していることで、ポルノ産業外の女性たちにも直接的な暴力を及ぼしているという論理を展開しているが、コーネルはこうした「因果関係モデル cause-and-effect model」を用いることに疑問を投げかけている。「セクシュアリティという複雑で、象徴的なものに支配される世界において、そうしたモデルを使うのは困難である」(ID 101)。

コーネルに言わせれば、マッキノンのフェミニズム法理論は、ポルノ産業の可哀相な犠牲者たちを「救済する者」(＝白人中流階級女性)の視点から構築されたものであって、ポルノ・ワーカールたちや、硬直化したジェンダー的同一化(男性＝支配する者／女性＝支配される者)の構造に対して闘いを挑んでいる人たちの視点を十分に取り込んでいたとは言えない。「ポルノグラフィの取引行為」の「被害者」として訴えを提起する資格を

全ての「女性」に付与することに主眼を置くマツキノン／ドゥウォーキンの「条例」には、これまでレイプされてきた（とされる）女性たちが、どのようなプロセスを通して、「人格」としての「自己」を「再想像」していけばいいのか、という——「イマジナリーな領域」の保護という点から見て——一番肝心な問いが抜け落ちているのである。

私は、以下のようなフェミニズムの言語でコード化した形で、公民権訴訟の方式を規定することの有効性と重要性を擁護し続けるつもりである。その言語とは、ポルノ産業の中で被害を受けた女性たちが、法的人格としてのその地位を認められたうえで、私が定式化している「個体化のためのミニマムな条件の平等な保護の権利」という枠組みで自らの事案を提示することを可能にするものである。そうしたやり方によって、これらの女性たちは、彼女たちが生計を立てているフィルムの中での役割と融合することから守られるのである。このことが意味するのは、たとえばリンダ・ラヴラスのような人が、自分が実際にポルノグラフィのフィルムの制作においてレイプされたことを示すことができるのであれば、フィルムの頒布を禁じることができる、と私は考えている、ということだ。レイプされた女性が、そもそも自己自身を回復しようとするのであれば、彼女はレイプのトラウマを越えて自らを再・想像する権利を持たねばならない。リンダ・ラヴラスに対してなされたとされている違法行為は、身体には、自己を未来に向かって幻想的に投影する作用（a phantasmatic projection of oneself into the future）が含まれているという私自身の身体理解と整合性がある。ポルノグラフィのセットでレイプされ、自らのコントロールの彼方に投影される自己についてのイメージを持つことを強いられる女性は、その中で語り直し（re-narrate）、自分が誰であり、かつ誰になろうと闘っているのかと向き合うことのできるはずのイマジナリーな領域を否定されているのである。しかしそのような法律は、組合組織化（unioniza-

ion)と自己決定に向けての闘争における盟友と理解されるべきであり、それ自体として究極的な目的と見做されるべきではなす。(ID 102)

この箇所から、この問題に対するコーネルの焦点の当て方が、マッキノンやドウウォーキンのそれとどのような異なっているかはつきりと読み取れる。マッキノンたちは、「ポルノグラフィ」それ自体を「違法行為 wrong」と見做したうえで、それを構成する客観的要件を細部にわたって規定しようとしている。しかも、この「違法行為」の「被害者」として訴訟を起こす権利を、フィルムの中で具体的に「レイプ」されている出演者だけでなく、「女性」一般に付与しているわけであるから、「ポルノグラフィ」を刑法上の「犯罪」に限りなく近いものとして位置付けようとしているのは明白である。麻薬吸引などと同様の社会的「犯罪」として扱うことで、潜在的被害者である「女性」たちを、男性たちのレイプ願望から守ろうとしているのである。これに対してコーネルは、「被害者／加害者」関係を一般的に類型化することに反対し、違法性は、各人格の自己回復と個体化にとって不可欠な「イマジナリーな領域」が傷付けられているかに即して判定されるべきだと主張しているのである。

これまで見てきたように、コーネルの法理論においては、「イマジナリーな領域」における自己再想像の可能性は、各人がこれまで身に付けてきた既成の「アイデンティティー同一化」によって限定されるべきではなく、考えられ得る限りあらゆる「同一化」に対して開かれていなければならない。特定の行為類型によって、ある女性たちの「イマジナリーな領域」が機能不全に陥るほどのトラウマを受けているとしても、それが全ての女性に当てはまるかのように一般化してはならない。一般化して、法的規制をかければ、かえって、別の女性たちの、あるいは既成の「男性／女性」のジェンダー分割に当てはまらない人々の「イマジナリーな領域」を侵害する恐れがある。仮に、「ポルノグラフィ」もまた自己表象の不可欠の一部であると感じ、その立場から自らの個体

化のための最低条件を要求する女性がいたとしても、マッキノン³の基準では、彼女は、依然として「レイプの構造」に囚われている可哀相な犠牲者であり、(理性的な「私たち」は)「そうした種類の『自己主張』をまともに受け取ってはならない、ということになりかねない。実際、マッキノン／ドゥウォーキン⁴の枠組みでは、(潜在的な被害者である)社会の「多数派の女性たち」の名において、ボルノグラフィー⁵における「レイプ」の被害者を——直接の当事者の意図とは独立に——「同定 identity」することも可能である。「イマジナリーな領域」において自己を再想像する「権利」は、一律の法制化には馴染まないのである。

これを(近代的)「主体性」論という角度から見れば、マッキノン／ドゥウォーキンが、「自分が何を嫌いであるか」予め理解している「合理的な女性主体」とでも言うべきものを想定して、その「合理性」に反するものを排除しようとしているのに対し、コーネルは、そうした合理的な選択ができる「人格」になるための「先行」条件を準備することに関心を向けている、といえよう。「イマジナリーな領域」においてトラウマから回復しようとしている「私」は、最初に「回復された自己」がどのようなものになるか「再・想像」しなければならぬ。そうした再・想像に「先回り」する形で、因果モデルで「答え」を導き出しても、「自己の回復」に資するところはないのである。

「女性がレイプされている現実」を法の下に一般的に規定することを拒絶するコーネルは、法を通しての国家の介入よりもむしろ、ボルノ・ワーカーたちの「自己決定」に基づく連帯に期待を寄せている。無論、コーネルがイメージしているのは、通常の労働組合のように、賃金や各種手当の値上げ、労働時間の短縮など、もっぱら経済・金銭問題のみを闘争の目的とする——男性主導の——「組合」ではなく、自分たちがこれまで受けてきたトラウマについて率直に語り合いながら、共同で自己「再想像」していくことを目指すグループである。かつて自らも、主としてラテン・アメリカ出身の女性労働者たちをメンバーとする「意識向上グループ consciousness

「raising group」を組織し、メンバー同士の「対話」の実践を通して「同一化」に纏わる様々な問題をテーマ化した経験のあるコーネルは、⁽²⁾ポルノ・ワーカーたちによる自主的な組合組織化の動きを、「イマジナリーな領域への権利」獲得に向けての自己決定として高く評価している。コーネルは、売春婦やポルノ・ワーカーには、「自らの性に関わる存在を自己表象する権利」と共に、「代表組織 (representative organizations) を結成する権利」が認められるべきだという立場を取っている (cf. HF [107])。

コーネルは、そうした「組合」組織者の一人であるオウナ・ジー・ウィガーズにインタビューしており、彼女の証言を基にしながら、「売春婦とポルノ・ワーカーの多くは幼少期に性的トラウマを被っており、そのトラウマが統合的な自己感覚 (integrated sense of self) の発展を中断させ、彼女たちを身体 (body) から切り離された経験へと導いている」(HF 54 [103]) と指摘している。インタビューの中でオウナ・ジーは、自分自身の経験から以下のように述べている。

オウナ・ジー：商売をしている女性の多くにとっては、何か *“kallioey”* (わけが分からなく) になっていると思います。もつといい言葉が見つからないのでこう言いますけど。私は、小さな女の子たちがある朝目覚めた時、生きるためにセックスしようと思った、なんてことがあるとは思いません。それがそんな風に起こると信じているわけではありません。私は、心に何か起きたのだと思います。その子たちのお母さんが売春婦だったとか、お父さんがその子たちに惨い仕打ちをした、といったようなことが。私の場合は、義理の祖父に何度もいたずらをされたのです。どんなことにせよ、その子たちを決心させるようなことがあったのです。私は決して、それが悪いことだと言っているわけではありません。私にとっては、それはずっと世界で一番良いことでした。(HF 54-55 [103-104])

オウナ・ジーのこの発言は、「商売」をしている女性たちが、幼少時に「性的イマーゴ」の発展を断絶するよう強い「トラウマ」を受け、健全な自己感覚を持ってなくなっていることを一般的に示唆しており、一見すると、マッキノンの犠牲者テーゼを支持しているように見える。しかし発言の後半部でオウナ・ジーは、自分を含めて「彼女たち」が「セックスをしようと決心したこと」、そして「それ」(＝セックスすること)が、少なくとも「彼女」にとっては「世界で一番良いこと」である、という——「合理的な主体」の視点から見れば——極めて奇妙な見解を示している。性的トラウマの原因であり、トラウマと不可分に結びついているはずの「セックス」が、「決心」を通して事後的に、「良いこと」へと再構成されたというのである。無論、「それは傷付いた」彼女たちが「の虚偽意識あるいは錯覚である」と、合理主義的フェミニズムの論理で断ずることも可能であるが、それを「救済者」の立場から決め付ければ、「彼女たち」の「イマジナリーな領域」に関する自己決定権に抵触することになる。オウナ・ジーは、自らの置かれている状況について無知であるわけではなく、自分たちの「性的イマーゴ」が傷付いていることをはっきりと自覚している。

オウナ・ジーは更に続けて、「お金のためにセックスすることには、「彼女たち」を、「自分がしていること」(＝トラウマと結びついたセックス)から引き離してくれるポジティブな作用もあることを指摘している。これは、啓蒙主義的なフェミニズムの常識の全く逆である。

オウナ・ジー・本当のところは、生きるためにセックスするときには、自分自身を切り離しているのだと思います。セラピーを受けてみて分かったのですが、私が切り離すことを覚えたのは、たぶんかなり昔のことですが、私の家庭で起こったことのせいで、かなり自意識過剰になっていたときからです。祖父が私と近親相

姦するとき、私は自分を切り離さざるをえませんでした。もしなければ、私はそれを許せなかつたでしょう。そんなわけで、私がセックス・ビジネスに入ったときには、切り離すにはどうすればいいか、本当に、本当によく分かっていました。交換にお金がもらえるんだったら、そのお金は本当に気持ちがいいものです。(HF 55 [104])

オウナ・ジーにとって、代価として「お金をもらう」という行為は、自らの身体的な営み⇨セックスから距離を取るための自己意識の操作になっている。分かりやすく言えば、「金のためにセックスしている」と割り切ってしまうことで、「セックスしている私⇨身体」と、「セックスに参加していない私⇨精神」を切り離すということである。それは、自らの「性的イマージ」の「核」になっている部分をなんとか防衛するための苦肉の策と解することができる。しかし、そのような操作を行なっても、「性的イマージ」にトラウマが残ることは防ぎようがない。代価として受け取った「金」は、そうした「トラウマ」からの「原状回復⇨払い戻し *payback*」を象徴しているとも言える (cf. HF 55 [105])。

オウナ・ジーはこのように、「金」を媒介にして、トラウマになっている「最悪の出来事」を「最善の出来事」へと転換するテクノロジを身に付けており、しかもそうしたテクノロジによる生き方をかなり意識的に選択している。非合理的に見える彼女の言動には、それなりの象徴的な「意味」があるのであって、単純に「犠牲者」になっているわけではないのである。コーネルは、「売春婦としての人生が、彼女の性に関わる存在の一つの表象であり、彼女が生き抜くべきペルソナである」(HF 56 [105])、と見ている。「売春婦」あるいは「ポルノ・ワーカー」で有ることが、当人の望むと否とにかかわらず、「ペルソナ」の一部になっている人もいるのである。ポルノグラフィの存在を一義的に否定すれば、そうした人々の「人格」化を妨げることになる。

コーネルは、「売春婦」あるいは「ポルノ・ワーカー」で有ることが、本人がもと望んだわけではない抑圧的な「同一化」の帰結であったとしても、現にそれがその人物の「ペルソナ」の一部になっている以上、他人が本人になり代わって、その「ペルソナ」を否定してはならないという立場を取る。セックス・ビジネスの中で生きていくのが本人にとって善いか悪いかを最終的に判定する「以前」に、「イマジナリーな領域」の中で「自己」をどのようにして回復していくかを——組合や意識向上グループの他のメンバーとの協同作業の中で——イメージ化するチャンスが、各人に保証されねばならない。

もちろんのこと、売春婦になるという選択は、反作用的なものかもしれない。オウナ・ジーは彼女の決定がそのようなものだったと述べている。しかし、私たちのなかで、性に関わる存在としての自己自身の表象が、反作用的なものでないと言い切れる者が何人いるだろう？ 私たちのなかで、そう断言できる者がいるだろうか？

そういうわけで、人格の自由を保護するうえで人格の理想が抽象的な段階に留めておかれねばならない以上、私は、オウナ・ジーや他の売春婦たちを諸人格の共同体から放逐することには強く反対したい。加えて、売春婦やポルノ・ワーカーが人格として承認されないならば、彼女たちは公民権を剥脱されることになる。アンドレア・ドウウォーキンとキャサリン・マッキノンが起草したミネア・ポリスの反ポルノ条例は、人格侵害を理由に自分たちのプロダクションを告訴する権利をポルノ・ワーカーに与えようとした。だが皮肉にも、この条例は、ポルノ・ワーカーと売春婦が人格として承認されない限り意味を持たないのである。(HF 56[106-107])

マッキノン／ドウウォーキンの「条例」の枠組みでは、売春婦やポルノ・ワーカーの「人格」が承認されていないというのは、極論に聞こえるかもしれない。当然のことながら、マッキノンやドウウォーキンは、そうした

ポルノグラフィに職業的に従事している女性の「人格」は認めている。しかしコーネルがここで問題にしているのは、そうした女性たちの「人格」の一部を構成している（かもしれない）「売春婦」性あるいは「ポルノ・ワーカー」性である。マッキノンやドウウォーキンは、「売春婦」あるいは「ポルノ・ワーカー」で有るという部分を、男性社会によって与えられたネガティブ・アイデンティティーとして否定したうえで、彼女たちの「それ以外の部分」、より本質的に「女性的な部分」にだけ「人格」としてのステータスを認めているのである。従って、「売春婦」や「ポルノ・ワーカー」としての「ペルソナ」は、有害なものとして廃棄されることになる。オウナ・ジーのように、本人がそうした「ペルソナ」を「自己」の不可欠の一部であって、完全に分離することは不可能であると認識している場合、結果的に、彼女の「全て」が「人格の共同体」から放逐されることになる。

コーネルは、こうしたネガティブな「同一化」によって形成されてきた「自己」が有るという事実を認め、様々な仕方でも「傷付いた私たち」が「人格の共同体」の構成員になることを前提にしたうえで、「人格」化に向けてのプロジェクトを再度立ち上げるべきだと主張しているのである。言い換えれば、売春婦やポルノ・ワーカーが、「売春婦」もしくは「ポルノ・ワーカー」というペルソナを持ったままで、「人格の共同体」のプロジェクトに参加し、（外傷に対する反応として形成された）他のペルソナを持つ人々と共に、自己の再想像に取り組むのに必要な諸条件（＝個体化のためのミニマムな条件）を、「イマジナリーな領域への権利」という形で保障するということである。少なくとも、既に意識の上で解放された（超越論的な立場にある）フェミニストが、依然として犠牲者である人々を、法的主体になるための「正しい道筋」へと良導するという啓蒙主義的な回復モデルと異なるのは確かだろう。

コーネルは、ネガティブなものまで含めて、各人の「性的イマージ」に組み込まれている自己のイメージを一旦認めるべきであるという立場を、「ポルノグラフィ」に対する「ゾーニング（区画分け） zoning」の問題で

も貫いている。コーネルは、公共の場で——例えば、女性に対する「暴力」を強調するようなタイプの異性愛の——ポルノグラフィの図画が無制限に陳列されることで、そうしたシーンによって自らの「性」についてのイメージを貶められると感じる人も、強制的に見せられてしまうことは問題視している (cf. ID 147-148)。「それは、私が私自身について抱いている、不可侵性 (inviolability) の価値を持ち、自分自身の身体的統合性を想像、再・想像することのできる個人であるという投影プロジェクト化されたイメージ (projected image) を攻撃する。誰かから自己イメージ (self-image) を強制的に奪うことは、とりわけそのイメージが身体的統合性のよう基本的なものである場合、侵襲≡暴力 (violation) である」(ID 148)。暴力的なイメージが公共の場で圧倒的な「浸透性 pervasiveness」(ID 148) を持ち、あたかも「真理」であるかのような様相を呈すれば、他の「イマジナリーなもの」が社会的に流布する可能性が阻害されてしまう。

そうした意味でコーネルは、「公共の空間」において望まない人々の視界にポルノグラフィの図画が入って来ないように、アダルトビデオ・ショップが店頭での広告などに用いるイメージに注意するという形での「ゾーニング」は妥当なものとして受け入れている。そうした「ゾーニング」のモデルとして彼女は、彼女自身が住んでいるウエスト・ヴィレッジで自主的に行われているものを挙げている。ゲイのアダルトビデオ・ショップの多いこの地域では、人通りの多い通りに面するウィンドーには性的な図画を陳列しないと、あるいは窓を暗くして、ハート・マークなどの象徴的なものを貼り付けるといったやり方を採用している店がほとんどである、という (cf. ID 150)。通常、ポルノグラフィに関するゾーニング規制では、近隣にどれだけの店があるか、学校からどれだけ離れているかといったことに焦点が当てられるが、コーネルの言うゾーニングは、「ある種の明示的に性的なイメージを表現するシニフィアン (意味するもの) との直接的な遭遇」(ID 151) を問題にしている。こうしたタイプの「ゾーニング」を実行することで、自らの望む「イマジナリーなもの」を流布させようとする

欲求と、それが唯一の「イマジナリーなもの」として公共の場所を占拠することを排除する欲求とを調整するわけである。

特定地域へのアダルトビデオ・ショップの密集 (clustering) を抑制するという一般的な意味での「ゾーニング」については、連邦最高裁判決などで、規制のための正当なメカニズムとして法的にも認められている。⁽²³⁾ そうした司法の判断を根拠に、青少年をポルノから守るという名目で、学校、職場、コミュニティ・センターなど、特定地域へのショップの密集を防ぐ「ゾーニング」を立法化しようとする運動が盛んになっている。この種の運動にコミットしている人たちは、そのような店の集中が、犯罪の増加に繋がるといふ統計的資料に依拠している。コーネルは、犯罪の増加と主流派の異性愛型アダルトビデオ・ショップの存在の間にある程度の相関関係があることは認めているが、そうした二次的な影響に焦点を当てた形での「ゾーニング」とは距離を取っている (p. 15)。彼女の関心は、女性の「性」についてのイマジナリーなものが公的な場でどのように表象されるか、という点に絞られる。

加えて、町の中の特定地域にアダルトビデオ・ショップが一定の数以上存在すること、あるいは存在することそれ自体を禁止するという形で、一般的な「ゾーニング」を行えば、アダルトビデオやポルノグラフィの存在それ自体が「攻撃的 offensive」であるという価値評価を生み出してしまう危険がある。ポルノ・ワーカーとしての「ペルソナ」を帯びている人にもまた、「イマジナリーな領域への権利」が認められるべきだといふコーネルの原則からして、これは望ましくない事態である。「ゾーニング」は、その対象の中身に対する「社会一般の評価」から切り離されるべきである。

そうすることで私たちは、他の誰かのイマジナリーなものの支配をもたらさないようなモードのゾーニングに

到達できるかもしれない。従って私は、あらゆる規制はそれが規制している素材の内容に「影響」を与えようというロナルド・ドゥウォーキングの懸念に共感している。ボルノグラフィーの素材は「猥褻」なのでクロゼットに隠されている状態に収納されるべきという考えに基づいたゾーニングの提唱は、この素材がどのように見られるかに大きな影響を与える。この影響は潜在的に、ドゥウォーキングが「道徳的独立」と呼んでいるもの、私なら自己の身体的統合性とイマジナリーな領域に対する権利と呼ぶであろうものを掘り崩すことになる。ただし、イマジナリーなものを保護するのにゾーニングが必要だと論じるのであれば、私たちはゾーニングを、性的寛容と調和させ、かつ、性的にイマジナリーなものが拡散することの望ましさを強調する形で正当化することができるようになる。私がウェスト・ヴィレッジの例を用いるのは、これこそがまさに、イマジナリーなものへの拡散の必要性和望ましさを強調することと両立するような種類のゾーニングだからである。それによってこのコミュニティは、生きられた性差の無限な再想像に対してユニークな仕方でも寛容なコミュニティになっているのである。(ID 152)⁽²⁸⁾

「汝の選択意志 (Willkür) の使用が、普遍的な法則の下で、全ての人の自由と両立するような外形を取りながら行為せよ」(IKW III 338) というカントによる法的「自由」の一般的定式の場合と同様に、コーネルの「性的自由」論の枠組みにおいても、各人には、他者の「イマジナリーなもの」を侵害しない「限り」において、自己の性的イマーゴと結び付いた「イマジナリーなもの」を追求し、公的に表現する「自由」があるのである。

四、「イマジナリーな領域への権利」と近代法の再編

「イマジナリーな領域への権利」は、各人が「人格の共同体」の参加者として「法に権利主体」に成るのに「先

行して認められるべき最も「基本的な」権利であるだけに、この権利を徹底して保護するという（メタ）法理を貫こうとすれば、近代法において自明の理とされてきている様々な法理と衝突することになる。実際、コーネルはいくつかの問題系において、近代法の論理の根本的見直しを提案している。

例えば、「家族法」は、精神分析に依拠するコーネルの基本的立場からすれば、各人の「性的イマージョ」「ペルソナ」の発展の上で決定的な意味を持つ「家族」の構成に関わる法律であり、ある意味で「憲法」以上に重要であると言える。しかし、近代国家の多くが採用している「家族法」では、「両性の合意に基づく婚姻」を中心として形成される「核家族」が標準として「自然」に設定されており、ゲイやレスビアン、トランスジェンダーなど、それ以外の人々の「イマジナリーな領域」に対する権利は考慮に入れられていない。そこでコーネルは、①ストレート、ゲイ、レスビアン、トランスセクシュアルなどの分類を廃して、「家庭内パートナーシップ」に登録することを選択する全ての恋人たちを——一夫一婦制に拘らず——法的に保護すること、②「婚姻」と子供に対する「監護権 custody」を切り離し、婚姻のパートナーと子供に対して共同監護責任を持つパートナーが異なるのを可能にすること——の二点を中核とした家族法改正のプログラムを提起している (cf. HE 123-128 [214-222])。これを実行すれば、三人のゲイあるいはレスビアンのパートナーが「養子」にした子供の共同監護権者になったり、異性愛のカップルの一方だけが二人の間に生まれた子供の監護権を保持し、そのパートナーとは別の人（たち）と「チーム」——チームのメンバー同士が「恋人」である必然性はない——を組んで監護権者になる、といった多様な選択肢が可能になる。「イマジナリーな領域」に対する各人格の「同等な権利」というコーネルの立場を徹底すれば、必然的にこうした全面的に開かれた「家族」の定義に到達する。コーネル自身の現実の「家族」においても、国際養子である彼女の娘の「叔父」になった——彼女とは血の繋がりが性的関係もない——ゲイの男性が、彼女の「弟」娘の叔父である、という近代「家族」法の常識からすれば、分かりにくい関

係が成立している。⁽²⁵⁾

これまで述べてきたことから明らかのように、コーネルは、カントからロールズ、ドナルド・ドゥウオーキンにまで継承されてきた近代のリベラリズムの法理論を、男性中心主義的なものとして根底から否定する立場は取らない。「神々の闘争」の結果として、特定の「イマジナリーなもの」だけが無制約的に支配するアナキー状態を到来させないためにも、他者の自由との関係で自己自身を限界付けるカント的「自由」に基づく「法」の枠組が必要なのである。彼女は、カント的「自由」と共に確立された「人格」概念を法改革に向けての有効な武器として十分に利用しながら、その一方で、自明視されている「人格」概念に内在する矛盾を浮上させ、「性に関わる存在」という側面を含むものとして再イメージ化することを試みている。それは、「人格」という視点を切り口にした、「法の脱構築」といってよいだろう。

彼女の近代法改革に対する提言の大部分が、「性に関わる存在」に焦点を当てているため、近代法の全体の枠組みから見て、「マジナル」な問題であることが多い。そのため、マッキノン、イリガライ、ジュティス・パトラーなどの「ラディカル・フェミニスト」たちの陣営の内部で、「更に極端な議論」を展開していると見られる傾向があり、彼女が近代法の既成の法理をどのように「読み替え」ようとしているのかなかな理解されにくい。「イマジナリーな領域」についての彼女の一連の論考の中で、「近代法」に対する彼女の戦略のスタンスが比較的よく現れていると思われるのが、「セクシユアル・ハラスメント」の問題である。

コーネルは、職場や大学・学校における「セクシユアル・ハラスメント」を構成する要件を、各人の「イマジナリーな領域に対する権利」の保護という視点から、以下のように再定義している。(a)同等でない権力関係の文脈において一方的に押しつけられた性的要求、もしくは、(b)個人をその「性」についての投影されたステレオタイプあるいは客観化された幻想へと還元し、第一次財 (primary good) としての自己尊重 (self-respect) を掘り

崩すような性質の性的恥辱を強制する職場環境を創出し、浸透させること、もしくは、(c)部下に当たる被用者、あるいは大学の場合、学生に向かって行使される、相互が合意のうえで望んだ性的関係 に対する雇用に関連した報復 (ID 170)。この再定義によってコーネルは、男性の反応を強制的に制御することで女性を保護するのではなく、女性たちが、第一次財としての「自己尊重」の原理と調和する形で、自分の好きな様に装い、振る舞い、恋愛することを可能にする、よりポジティブなパラダイムへの転換を目指しているという (cf. ID 171)。

この三つのルートを通してのアプローチを、「セクシユアル・ハラスメント」の現行の法的定義と比較すると、(a)は最も古典的なケースである「対価型セクシユアル・ハラスメント *quid pro quo sexual harassment*」に、(b)は「環境型セクシユアル・ハラスメント *hostile work environment sexual harassment*」にそれぞれ対応しており (cf. ID 170)、(c)は、最近大学において優勢になっている、教授と学生の間の性的振る舞いを全般的に禁止する「それ自体ルール *Per se rules*」を、「自由の精神」とより適合するものへと置き換えることを目指したものである (cf. ID 173)。この再定義は、コーネルによる「近代法」の脱構築的読み替えと密接に関連している。

この三つのルートによる「再定義」を採用するに当たっての前提として、コーネルは、これまでの判例において、「セクシユアル・ハラスメント」を判定する基準として採用されている「妥当性の基準 *reasonableness standard*」の問題に言及している。周知のように英米法の不法行為法や刑法では、行為者の有責性を判定するに当たって、平均的な注意力、行動力、判断力をもって行為する「通常人 *reasonable man*」であれば、当該の状況において払ったであろう注意を怠ったかどうかを基準として採用されることがある。⁽²⁶⁾ 「セクシユアル・ハラスメント」においても、こうした「通常の人 (≠男?)」の目から見た「妥当性」が基準になる以上、当然、フェミニズム法学者から男性中心主義的な「妥当性」に対する異議申し立てが、とりわけ男女で受け止め方がかなり異なる「環境型セクシユアル・ハラスメント」に関して出されてくる。「セクシユアル・ハラスメント」の法理において、いわ

ゆる「通常の女性」の視点を取り込むことも試みられているが、それが現行法における「妥当性の基準」とどのよう²⁷⁾に整合的な形で統合され得るのか、今のところはっきりしていない。

法廷で採用されている妥当性基準とは、私たちの社会の中で人々に期待される妥当なものとは何か、そしてそのパースペクティブから見て損害を構成するものは何かに関して、通常人に訴える不法行為法の妥当性基準である。妥当性審査 (reasonableness test) は、行為をハラスメントとして規定することを可能にするパースペクティブに客観性を与えることを目的としている。これらの評価は、通常の男性 (reasonable man) と通常の女性 (reasonable woman) の双方を包括して、混合したパースペクティブを形成しつつある。フェミニストたちは、「通常の女性ブラス犠牲者」基準を付け加え、より最近では、慣習的な知恵、あるいは所与の状況の中で女性に期待されるものへと訴えることを拒絶する、全面的に個人化された基準を提唱した。法廷と解釈者たちの双方が、攻撃的な扱い (offensive treatment) と敵対的で濫用的な環境 (hostile and abusive work environment) を区別するのに必要なパースペクティブと、性差に基づく女性にとつての不平等の間に繋がりをあることを認識している。問題は誰も、この繋がりが正確には何であるのか分析的に明らかにできていない、ということである。(ID 176)²⁸⁾

八〇年代に入って米国で急激に増加した「セクシュアル・ハラスメント」訴訟の多くは、「不法行為訴訟」の形で提起されている。しかしコモン・ローにおいて判例法理として発展してきた「不法行為」の諸類型の中に、「セクシュアル・ハラスメント」のように「性に関わる存在—イマジナリーな領域」を想定した類型が存在していなかったため、「被害者+女性」のパースペクティブと、現行の不法行為法の法理の間に様々の齟齬が生じた。

不法行為には、通常、精神的損害や財産的損害などの厳格な要件が定められており、それらの発生を——「通常人」にとつての「妥当性」に即して——原告側が立証できなければ、「不法行為」の枠での損害賠償は認められない、ということになる。⁽²⁸⁾ そうした困難を解決するために、米国の司法は、「不法行為」のガイドラインとなる「妥当性基準」を拡張する形で、「通常の男性＋通常の女性」の混合的パースペクティヴにとつての「妥当性基準」を定式化することを模索してきた。しかしながら、(近代法にとつては「法外」な領域に属するはずの)「性差」に起因する「通常の男性の基準／通常の女性の基準」の差異を、どのように法理論の中に反映させるかという難問に対する解答はなかなか見つからない。単純に、男女の「妥当性基準」が異なると主張して、二つのパースペクティヴを場面に応じて折衷するということであれば、「妥当性」としての意味をなさなくなる。

裁判所にとつてのジレンマは、第一に、女性が男性に比較して類似の位置にあるが、にもかかわらず、セクシユアル・ハラスメントについては非対称的な位置にあることを同時に認定するという結合された必要性から生まれてくる。第二に、いかなる裁判所も今までのところ、男性のパースペクティヴと女性の従属の間の直接的な因果連関を受け入れていないので、裁判所は女性の経験が、セクシユアル・ハラスメントを訴えるための法的効力となり得るような基準を正当化しなければならない、という問題がある。(UD 177)

「イマジナリーな領域」に関わる「セクシユアル・ハラスメント」を、「不法行為法」のような近代法の枠内に位置付けようとすれば、どうしても、被害を受けた「女性」が、既成の法律の標準になつてきた「人＝男」⁽²⁹⁾と「類似」の立場に置かれ、類似の被害を受けていることを証明しなければならない。女性労働者も男性労働者と同様の労働環境の中に置かれている、という「事実」を出発点としなければ、訴訟を起こすことはできない。

ところが、「セクシュアル・ハラスメント」の場合、外形的には全く同一の行為であったとしても、その人格の「性的イマージョ」によって、合法か違法かが全く異なるということがありうる。「女性に特有の経験」と「男性のパスベクティヴ」という近代法ではこれまで想定されてこなかった要素を持ち込まない限り、純粋な意味での「セクシュアル・ハラスメントの法理」は成立し得ない。そうした、まさに「心」の問題に介入することを基本的に回避しようとしているにもかかわらず、明らかにこの問題を含んでいる「セクシュアル・ハラスメント」に対する「客観的」な「基準」を設定せざるを得ない立場に置かれていることに、裁判所のジレンマがあるわけである。

こうしたジレンマからの突破口としてコーネルは、「過誤(fall)」の図式を基礎に構成されている現行の「不法行為法」の「妥当性」から、ロールズが「政治的リベラリズム Political Liberalism」(一九九三)の中で定義している「妥当性」へと、「妥当性」の意味を読み替えるべきことを提唱している (cf. ID 180)。ロールズにとって、「分別のある人格 reasonable person」であるということは、社会を構成するあらゆる人格が「平等で自由な人格」であることを認識したうえで、相互の対等な協力関係を構築していく準備のある人間である。

諸人格は、以下の基礎的な側面において分別がある (reasonable) ことになる。それは、言ってみれば同等者 (equals) の間にあって、彼らが——他者たちも同様にそうしようとしているという保証の下で——協力のための公正な条件 (fair terms) としての原理と基準を提案する用意があり、自発的にそれを守ろうとする場合である。それらの規範を彼らは、誰にとっても妥当なもの (reasonable) として受け入れ可能であり、したがって、自分たちにとって正当化可能である、と見なすのである。そしてまた彼らは、他者が提案する公正な条件について論議する用意がある。妥当であるということは、公正な協力のシステムとしての社会が、という観念

の要素であり、その公正な条件が全てのの人にとって妥当なものとして受け入れ可能であるということは、そうした社会における互恵性 (reciprocity) の観念の一部である。(PL 49-50)⁽²⁸⁾

ここでロールズの定義している「分別のある人格」とは、「公正な協力のシステム」としての社会を成り立たしめるべく、そのための条件について他の人格と積極的に対話する準備がある人格だということである。「どういう条件が公正であるか」について、話し合う用意がある」というところに焦点が当てられているのであって、「一義的に規定された「公正さ(fairness)」を墨守する」ということではない。「不法行為法」の場合のように、「通常人」の正常な行動パターンを想定して、それからの逸脱を「過誤」と見なす論理構成とは明らかに異なる。ロールズのカテゴリーでは、それはむしろ所与の「目的や価値」の間に、どのように優先順位を付けながら、それらをいかに追求するかに焦点を当てる「合理性(rationality) (cf. PL 50) に近いものであろう。「合理性」が唯一、単独な行為主体に帰属する属性であるのに対し、「妥当性」は間主観的、もしくは間人格的な概念である。

ロールズは、こうした「分別ある諸人格」の関係から、法的な意味も含めた「客観性(objectivity)」を導き出すことをも試みている。これは当然、アプリオリに固定化された「客観性」ではなく、政治的構成主義 (political constructivism) の立場から、「分別があり、合理的な諸人格 reasonable and rational persons」の間の合意という形で導き出されるものである。

第一の本質的要因は、客観性が、判断概念において適用され、かつ、討論と正当な反省を経た理由 (reason) と明証性に基づいて結論に到達するのに十分な思考の公共的枠組み (public framework) を樹立するような形で概念化されねばならない、ということである。実際、これは、道徳であれ、政治であれ、常識 (common sense)

であれ、全ての種類の探求に必要とされていることである。従って、そうした推論 (reasoning) あるいは判断という觀念が——単なる私たちの心理状態の表明とは対立するものとしての——私たちの道徳的・政治的言明に適用されるのであれば、私たちは、相互に承認した判断基準 (criteria) と明証性に基づいて判断し、かつ、結論を導き出せるはずである。(PL 110-111)

つまり、ロールズの言う「客観性」とは、「分別があり、合理的な諸人格」の「公共の枠組み」の中での討論と反省³⁰|| 参照を通じて形成されるものであって、ハンナ・アーレントの「公的領域」の光の下での「客観性」にかなり近い。こうした「公共性」の構造と結び付いた「客観性」は、合理的な個人の「(普遍的) 理性」に内在する「客観性」とも、法実証主義で言われているような「法システムに内在する客観性」とも明らかに異なり、与えられた状況の中での、「同等で自由であり、かつ分別ある諸人格」の間での公正な条件の下での「討論」手続きを通して変動する可能性がある。こうしたロールズ的な「妥当性—客観性」基準を、「セクシュアル・ハラスメント」に適用すれば、ある一定の条件の下で「通常の男性」あるいは「通常の女性」であれば、どう行為するかを固定的に想定する形で、ハラスメントの外的構成要件を確定する必要はなくなる。その代わりに、公共的に開かれた討論を通じてお互いにとって互恵的な「協力」の条件が形成されているか否か、という意味での「妥当性—合理性」が問題になってくる。「セクシュアル・ハラスメント」はそれを阻害する行為ということになる。

そこで、次に問題になってくるのが、「セクシュアル・ハラスメント」のケースで問題になる「互恵的な協力」の「中身」である。コーネルはこの中身としても、ロールズの「一次財としての自己尊重」という概念が有用であるとしている。ロールズは、「公正な社会 just society」とは、単に各個人に対して「自己尊重」を認めるだけではなく、それがどのように保証され、実現されていくべきかに関心を持つ社会である、と主張している。「ロー

ルズは、妥当性と客観性を取り込んだ公共的枠組みによって統治される公正な社会は、何が「善き生活 the good life」を構成するかについての個人や集団の構想に無関心ではありえない、ということを確認している。ロールズは、以下の考え方を真剣に受け止めている。それは、いかなる近代あるいはポスト近代の民主制においても、差異と多様性への承認と尊重には、競合し合う善についての様々の考え方の間の大幅な多様性のための、そして私たちの各々がどのような目的をどのように追求すると選択するかについての個人の特殊性のための空間が必要とされる、ということである」(D183) 各個人や集団がそれぞれ自らの「善き生活」のイメージを自由に追求しながら、なおかつ、そのイメージについての相互の「差異」が積極的に認められ、それらの差異を前提にしたうえで、「公正な競争(フェア・プレイ)の条件」が公共的に練り上げられていく社会が、ロールズの目指す社会である。ロールズは、各人の「一次財」の保護が、社会全体にとってどのような意味を持つかについて、以下のように述べている。

一次財という観念の役割は以下の通りである。よく秩序付けられた政治的社會の基本的な特徴は、政治的正義の問題が提起されてくる時、市民たちにとつてどのような種類の要求を掲げるのが適切であるかについてだけでなく、どのようにそのような要求がサポートされるのかについても公的理解がある、ということである。正義的政治的な構想は、そのような理解への基礎を提供し、それによって市民が、自分たちの多様な要求を評価し、それらの間の相対的なウェイトを規定するための合意に到達することを可能にする。(・・・)従って、正義の効果的な政治的構想には、何が市民の欲求として公的に承認されるべきであり、従って全員にとって何が有利であるかについての政治的理解が含まれる。(PL 179)

このように、各人がそれぞれ自由に追求している（自己尊重を核とする）「一次財」の間の相互関係、優先順位についての——適正な討論手続きを経た——公共的理解に基づいて、導き出されてくる「妥当性—客観性」が、ロールズ・コーネルの「セクシュアル・ハラスメント」の判定基準になる。「問いは以下のようになる。職場が女性たちに対して、自己尊重の社会的基礎を提供していると、ロールズの妥当性と客観性の基準に基づいて、裁判官によって判定されるか否か、である」(ID 189)。言い換えれば、「性に関わる存在」としての女性たちが、自己の「イマジナリーなもの」を發展させるのに必要であると「公的理性 public reason」によって判定されているものを、職場が提供しているのか、それともそれを侵害しているのが焦点になるのである。女性が、自らの「イマジナリーな領域」にとつての「一次財」であると考えているものと、それに対する「公的理性」の「承認」の間の関係によって、法廷が依拠すべきその都度の「妥当性と客観性」が規定されてくるわけだから、男性の「感じ方」と女性「感じ方」をめぐって本質主義的な議論をする必要はなくなる。「男性は力関係において優位にあるので女性の立場を分らないだけ」なのか、あるいは「男性と女性は性差ゆえに感じ方が根本的に違う」のかをめぐって二項対立的な議論を続けなくてもいいのである。「たとえ男性が、権利侵害 (wrong) の経験を想像できないとしても、その人格において根本的に価値を引き下げられ、(・・・) 人生計画を実行することのできる個人としての資格を全面的に拒絶されることが、誤り (wrong) で、有ることは推論 (reason) できるはずである」(ID 189)。

では、こうしたロールズ・コーネルの分析枠組みの下で、先に挙げた(a)(b)(c)の三つのルートを通しての再定義はどのような意味を持つのだろうか。まず、「対価型セクシュアル・ハラスメント」に照準を合わせている(a)から検討していこう。「対価型」についての判例では、通常、労働者が「望まない性的行動 unwelcome sexual conduct」を受けたことが要件として要求される。しかしながら、「女性」について一定のイメージを抱いている米国のい

くつかの法廷は、「身持ちの悪い女 bad girl」と見なされる女性、例えば、大酒飲みで、仕事の後ですぐに男性と関係を持つているような、あるいは、「挑発的な行動を取る」女性を、「望まないセックスを暗に期待していた」と判断している。⁽³²⁾

これらのケースでは、そうした「身持ちの悪い女」が、「イエス」のシグナルを送ったか「ノー」のシグナルを送ったかが——女性についての幻想の中で——問題にされるわけであるが、コーネルの提案する「同等でない権力関係の文脈において一方的に押しつけられた性的要求」という尺度を採用すれば、この「問題」はほぼ解消される。「性的関係」を本人が「暗に望んでいた」か否か、あるいは、明確に「ノー」と言ったか否かが、他の人格が、彼女の「一次財」として承認されるべき「性に関わる存在としての」自「尊重」に、「権力関係」を利用して「一方的に」干渉していい理由にはならない。また裁判所は、女性に対するそうした一方的な評価を容認してはならない。「そうした判断には、女性を必然的に幻想の対象のレベルに位置付け、それによって彼女たちに対して人格としての価値を否定することになる、女性についての心的幻想 (the *psychical fantasy of Woman*) が反映されているので、証拠 (evidence) としてのウェートを付与されるべきではない」(ID 193)。「性的関係を暗に望んでいる身持ちの悪い女」か、それとも「性的関係をきつぱりと拒絶する身持ちのいい女」かを、法廷が判定したうえで、それを判決の中に持ち込めば、法廷自体が他者のイマジナリーなものをその女性に押し付けて、彼女を「性に関わる存在」として「格下げ」したことになるのである。

(a) の再定義を通しての「心的幻想」排除に際しては、人事権を中心とした「権力関係」が前面に出てくるので、男性にとつてもある程度「分かりやすい」。そのため「通常人」の「妥当性基準」によつても正当化可能であると思われるが、ロールズの「妥当性と客観性」の基準の採用が最も意味を持つのは、既に述べたように、「環境型」に対応する(b)のルートである。米国では一九七六年のウィリアムズ事件第一審判決以来、「セクシュ

アル・ハラスメント」を認定する判決が出されるようになったが、初期のものはほとんどが「対価型」であり、「環境型」が明確に認定されたのは、八一年のバンディ事件控訴審判決が初めてである。このタイム・ラグが生じたのは、「解雇」などの明確な人事権の行使を伴わない「環境型」の方が、「妥当性基準」に照らして「不法行為」に該当すると明確に認定するのが困難であるからと考えられる。「誰」にとつての「妥当性」を採用するかが、法廷で争われることになるわけである。

「個人をその『性』についての投影されたステレオタイプあるいは客観化された幻想へと還元し、第一次財としての自己尊重を掘り崩すような性質の性的恥辱を強制する職場環境を創出し、浸透させること」というコーネルの再定義は、女性だつたらどう感じるかという「主観的」要素を直接的に法理の中に持ち込まないで、ロールズの言う「正当化の公的枠組みに適応している客観性」に依拠することを目指したものである。この「客観性」は、公民権法第七篇で目標とされている「平等性」についての「合意された見方 agreed-upon view」を提供すると考えられる。

このような見方をすれば、女性が起こったことを正しく認識していたかではなく、その振る舞いが自己尊重の平等な条件を掘り崩したかどうか焦点が当てられることになる。振る舞いは、明示的に平等という視点から審査されることになる。(・・・)問題は、敵対的な仕事の環境が存在したか否かではなく、職場及び「異議を申し立てられて振る舞い」が、原告を人格性に値しないものとしてステレオタイプを押し付けたり、幻想を投影することによって、自己尊重の社会的基盤を実際に掘り崩したか否かである。私たちがその振る舞いを見る際に採用すべき「パースペクティヴ」を与えるのは、平等性の基準である。(ID 200)

「環境型セクシュアル・ハラスメント」をめぐる通常の議論では、「敵対的で濫用的な職場環境」のせいで、「女性労働者」の「労働条件」がどのように悪化したかに焦点が当てられがちだが、コーネルは、そうした——客観的な意味であれ、主観的な意味であれ——「労働条件の悪化」の有無ではなく、職場で働く諸人格の間で「平等性」が保たれているか否かに論点をシフトしようとしている。この場合の「平等性」とは、ロールズの「客観性」のパスpekティブから見て「同等」に位置付けられているということである。

コーネルは、「法と経済」運動の論客であるリチャード・ボズナー判事との「解約任意の雇用 employment at will」の法理の是非をめぐる論争で、「労働する権利」の本質を、賃金という形で支払われる「財産」の問題としてではなく、「労働」の中に具現される——雇用者と被用者双方の——「人格」相互の「互恵的関係性」として捉えるべきことを主張している。³⁶「雇用者／被用者」、「上司／部下」の関係はあくまでも業務の上での役割にすぎず、自己の理想の実現を目指す「人格」としての相互関係は、常に水平的で同等であるという。彼女は、この視点を「セクシュアル・ハラスメント」にも応用していると見ることができ。つまり、女性や非異性愛者もまた、職場を構成する同等な「人格」であり、それゆえ、他の「人格」の「自己」実現と抵触しない限り、自らの「イマジナリーな領域」に対応する「自己」実現を追求する資格を「一次財」として有することが認められるべき、という立場である。公的な「客観性」から見て「正当事由」がない限り、他の人格の「一次財」追求のための「心的空間」に干渉することは許されない。

このように、「公的客観性の視点から見た平等」へと論点をシフトすれば、性差に基づく視点の違いをめぐる袋小路は回避できる。問題になっっている、「職場」（における諸人格の関係性）が、そこに参加しているあらゆる「ペルソナ」の間の「平等」を保証しているか否か、また問題になった振る舞いが、被害者の「自らのイマジナリーなもの」を追求する権利」に不当に介入しているか否かを、ロールズの「妥当性基準」から「客観的に」

審査すればよいのであって、「被害者」本人が主観的にどう感じたかは直接的には問題にならない。「これは、嫌がらせとなる振る舞い (harassing behavior) に全面的に照準を合わせ、嫌がらせを受ける女性の分別 (reasonable-ness) や、更には言えば、被害者の文脈化された分別さえも問題にしない平等性分析である」(D 205)。「性に関する存在」としての各人格の同等性が保証されていない「職場」は、誰がどのように感じたかにかかわらず、「環境型セクシユアル・ハラスメント」を構成するわけである。しかも、「人格としての平等性」に重点を置くこの定義は、異性愛の「女性」に対して行なわれる狭義の「セクシユアル・ハラスメント」だけではなく、ゲイやレズビアンがその「性に関わる存在」ゆえに「職場」で受ける「格下げ」(cf. D 213-214) や、「髪編み訴訟 branding case」⁽³⁷⁾のように人種と性差が絡んでいて、女性に対する典型的なセクシユアル・ハラスメント」として認定しにくい事案 (cf. D 214-217) に対しても適用可能である。

このように(a)(b)が、「一次財」としての「平等性」が確保されているか否かの(ロールズ的な)「客観性基準」を導入することで、「職場」における「イマジナリーな領域」への不当介入を排除することを目指したものであるとすれば、(c)は、それと同じ理由から、「セクシユアル・ハラスメント」批判の言説、ルールによる過剰な干渉を制御する性格のものであると言える。つまり、権力的には上下関係のある人格の間にも「相互の合意によって望んだ性的関係」が成立する可能性は一応認めたくえで、それに起因するトラブルで「雇用に関連した報復」を行なうこと⁽³⁸⁾だけを禁じているわけである。

ジェシカ・ベンジャミンは、精神分析の知見に基づいて、(ペニス⁽³⁹⁾が欠如しているがゆえに)自己のアイデンティティーに不安を抱く「若い女子学生」たちが「男性の教授」に父親の像を求め、結果として無防備なまま「性的関係」にまで至る可能性が、男女が逆の場合よりも高いことを指摘している。コーネルはそうした精神分析的評価が、「それ自体ルール」を正当化するそれなりの根拠を与えていることは認めているが、そうしたルールは

などのつまり、「私たちの幸福を追求する権利をかなり深刻に制約する」(ID 225)として反対している。権力的に上下関係にある人格間の性的関係としては、そうした典型的なケース以外にも、四〇才のレスビアンlesbianの学生が同年齢の女性教授と授業の枠外で関係を持つような場合もある。「危険な不平等」が認められないこうしたケースまでも含めて、包括的に禁止してしまうのは、「個別性」を無視しているという意味で、「イマジナリーな領域」に関する「格下げ禁止」原則に違反する恐れがある。

またコーネルの定義は、「合意」の有無の問題と、それに対する「(権力関係に基づく)報復」の問題を切り離している点で、非対称的な力関係にある女性にとって有利である。つまり、もともと「望んでいた関係」であったとしても、非対称的な力関係によって「報復」を加えたとすれば、「セクシュアル・ハラスメント」は成立するのである。これによって、女性是非対称的な関係の中で「ノー」と言わねばならない、という「自らのセクシユアリティsexualityに対する非対称的責任 (asymmetrical responsibility)」から解放されることになる。

まとめると、コーネルは、「セクシュアル・ハラスメント」禁止の法理を再構築することを通して、近代法を支えている基本的概念である「自由」「平等」「妥当性」「客観性」「人格」などを、「イマジナリーな領域」との関連で新たな意味を付与することを試みているのである。

五、「法」と限界の哲学

コーネルの法理論は、カント的「自由」概念を基礎に成立する近代の法システムの抱える根源的なアポリアを、カント哲学が視野に入れていなかった「イマジナリーな領域」という外部の視点から露呈すると同時に、「性的自由」性に関わる存在としての自由」という形で、カント的「自由」を根拠付けるメタ・レベルの「自由」を導入している。こうした形で再定義された「自由」概念によって、様々な「ペルソナ」の間の「平等」な関係を制

御する新たな「法」が構築されてくるわけである。それは、各人格が自らの「イマジナリーな領域」を基盤にする自己の「理想」を、他の人格の「イマジナリーな領域」を侵害しない限りにおいて、「自由」に追求することを可能にする「法」である。

伝統的に「法」によって統一的に制御できない「心」の問題とされてきた、「イマジナリー領域」へと進んで踏み込んでいくコーネルのやり方は、「歴史」大きな物語」が終焉した後での様々の小さな「物語」の競合状態を演出するという意味での「ポスト・モダニズム」、もしくは「差異の政治」と呼ばれるものの中でも最も極端な立場であると考えられがちである。しかしここまで見てきたように、彼女の法哲学は、様々な「アイデンティティー」集団の掲げる「物語」が乱雑に競合するアナキー状態を称賛するものではない。むしろ依然として集団的によって規定され続けている「物語」を、「個人」が自らの「イマジナリーな領域」の中で構築していくべきミニマムなストーリーへと一旦解体したうえで、その地点において見えてくる、各「個人」の関係性を制御している「法」を「(再)発見」することを目指している。ラディカルな解体を徹底することを通して、「限界」において作用している「法」を再び見出だそうと試みるという意味で、彼女は、デリダが「法の力」(一九九四)の中で語っている「脱構築は正義である」という有名なフレーズを極めて忠実に実行していると言えよう。現時点で「法」権利」として妥当しているものを、「脱・限界化 de-limitier」することを通して、他者に対する応答可能性「責任 (responsibility)」としての「正義」を浮上させたうえで、改めて「法」を「境界線付け」限界化「規定 delimitier」する、というのがデリダの基本的戦略である。⁽⁴⁰⁾

法と脱構築の関係について総合的に論じた「限界の哲学 The Philosophy of the Limit」(一九九二)でコーネルは、このフレーズについて以下のように解説している。

何故、脱構築は正義で有るのか？この問いに対して与えられねばならない解答には、いくつかのレベルがある。

脱構築は、(・・・) 自己の機能の内に権威を見出すことができると主張する法機械を掘り崩す。「リアル」なものの専制、及びそれに伴う、大文字の正義 (Justice) の基礎としての現在の「リアリティー」(present "reality") に訴えるやり方は、これから分節化されるべき法改革の可能性を否定することになる。正義の本性 (nature) をポジティブに確立しようとする試みは、未完成 (incomplete) なものとして拒絶される。何故なら、記述的な正当化 (descriptive justification)、有るものへの訴えかけが、やはり規範的な正義 (prescriptive justice) の代わりになっているからである。もし私たちが、記述的な正当化を通して、これが正義であると言ったとすれば、その論証がいかにすぐれていたとしても、犠牲者の主張が依然として適切に分節化されない場合には、彼女の主張は留意されなままになる。現存する状態を正義と同意するのであれば、それはそのシステムの中で語りえない、あるいは敢えて語ろうとしない大文字の他者 (the Other) に沈黙を強いることになる。／正義は、もし内在的に定義されれば、既に有るものに依拠する循環的なモードの正当化を再任することになる。従って、そのような訴えかけは結局、規範と記述の相互関係を解体させてしまうのである。規範が記述へと解体するのをこのように拒絶することは、脱構築が「有る is」と「べき ought」法と正義という区分を維持することに拘ることである。(PhL 132)⁽²⁾

既にマッキノン批判に即して見たように、コーネルは、現存の「(男性的)リアリティー」を不動のものとして見做したうえで、それをそのまま追認して帰納的に「正義」を導き出す立場、もしくは、それを反転する形で「正義」を定義しようとする立場の双方を拒絶している。現在支配的になっている法システムであれ、そこからはみ出している少数派の掲げる法的規範であれ、「有るもの」を基準に構築された「正義」(「法」)は、現時点で

「有る」と認定されていないものに対しては「応答」し得ない。非異性愛者やエスニック・マイノリティの多くは、²「かかつて」は「存在」すること自体が社会的には認められていなかった。しかしそれらの人々の「リアリティ」が一応認められるようになったからといって、それを現時点で固定化してしまえば、そこにも入れない「大文字の他者」が排除される可能性はある。そもそも「存在」が知られていないのだから、それが「誰」であるか予め予想をつけることさえできない。

だからこそ、「記述的正義」という形で相互に癒着しがちな「有る」と「べき」の関係に介入し、「倫理的理想」としての「べき」を再分節化するための「脱構築」の操作が必要とされるのである。「現実」から切り離されたところに「べき」の次元を設定することによって、「これから来るべきもの」を入れることができる空間を確保するわけである。それを精神分析の言葉で表現したのが、コーネルの言う「イマジナリーな領域」であるということができる。

しかしながら、「べき」理想を「有る」存在から明確に区別しようとすれば、その足場をどのように設定するのかという問いが出てくる。「大文字の正義 Justice」≡「倫理的理想」はいかなる現行法のシステムにも内在せず、それを「超越」したところにあると単純に宣言するのであれば、カントの「現象界≡有る／叡知界≡べき」という形而上学的区別をそのまま反復したことになる。「叡知的な実践理性の主体」という超越した位置からカントの図式に先祖返りすることは、コーネルの意図するところではないし、「脱構築」とは、そもそもそうした「超越した位置」を解体することである。「脱構築」はあくまでも、「有るもの」を「内」から「限界付け」することを通して、自己解体へと追い込むことを志向する。では、そうした脱構築自体の「法」に対する「内在性」と、「理想」としての「正義≡べきで有るの共同体」の帯びる「外部性」はどのような関係にあるのか？ コーネルは、それを以下のように説明している。

法システムは決して、自らの純粹に内在的な規範を生み出すような形で、自己自身に対して單純に現前することはない。こうした内在的なもの (the immanent) と超越的なもの (the transcendent) の間の関係の不安定化は、正義 (justice) の名においてなされるが、大文字の正義 (Justice) ではない。正義というのは、法システムに内在する規範——それらの規範が大文字の正義として同定されている場合——にとつての限界で「有る」。しかしデリダにとつて、この限界は、超越論的理想として投影されるものではない。むしろ、それは越えがたいアポリアである。別の言い方をすれば、正義は作用するが、アポリアとして作用する。観察者の視点から見れば、正義とは、システム自体の「脱パラドクス化」の試みを受け入れることの拒絶である。(PhL 133)⁽⁴⁾

『法の力』の後半部における、ベンヤミンの『暴力批判論』の脱構築的読解を通じてデリダが示しているように、いかなる「法」も自己自身のみを根拠として自己の「權威」を「基礎付けする fonder」ことはできない。何らかの形で、どこかに既に「有る」はずの「大文字の正義」にアクセスするルートを確保しなければならないが、その「法」が確立したルートが「大文字の正義」への正しい道であるかどうか、内在的に「証明することは不可能である。敢えて「正当化」を行うとすれば、「暴力」によって論理を遮断して、(自己をシステムとして安定化するようになる) “大文字の正義”を産出するしかない。その後”は、既に確立された「正義」としての自己への言及を無限に反復することで、「法創設」にまつわるアポリアを隠蔽しながら、(システムとして)自己保存し続けることになる (cf. PhL 155-169)。デリダ「コーネルの言う(大文字ではない)「正義」とは、そうした——典型的には、裁判所における「判決＝決定 decision」という形式を取って——自己「再生産し続ける」「妥当している法＝現行法 das geltende Recht」の「限界 limit」点として見えてくるものである。コーネルは、「ボ

ルノグラフィイ」や「セクシユアル・ハラスメント」など、「イマジナリーな領域」への権利が問題になってくる場面にコミットすることを通して、近代法体系の抱える——「通常人」の「妥当性」の論理に象徴される——自己言及性のアポリアを露呈したうえで、その「限界」点から、現行法では応答不可能なものに対応する「法」を、新たに立ち上げることが試みている。

この新たな「法」は、「心」の中にある「イマジナリーな領域」を問題にしながらも、自らが各人にとつての「イマジナリーなもの」を予め規定してしまうことがないよう、自己「限定」する。各人格が、現行「法」の「限界 limit」の「向こう側」に垣間見えてくる、「性に関わる存在」としての自己の「理想」を——他の人格と協同しながら——「自由に」追求し続けることを保証すべく、（他人が正当な理由なく立ち入ることができない）「イマジナリーな領域」を「境界線付け domain」するのである。既に述べたように、このようにして（再）定義された（性的）自由は、カントが設定した「自由」の「限界」を「（脱）限界化」したものと言うことができる。

こうした様々な意味を込めて、コーネルは「脱構築」を「限界の哲学 philosophy of the limit」と呼び変え、自らの哲学的なスタンスとしている（cf. PhI 1-2）。「限界の哲学」は、現行の秩序の隠された「限界」を明るみに出しながら、これまで視野に入ってこなかったものをも包摂しうる新たな「人格の共同体」の境界線を再措定しようとする知的営為である。当然、そうした「脱・境界線化」に際しては、それを試みる者自身が「大文字の正義」を「法」として措定してしまう危険を犯すことになる。新しい「境界線」によって、新たに締め出される「他者」たちがいるかもしれない。「限界の哲学」は、自らのそうした「限界」を、つまり「決定不可能 undecidable」なものについて「決定 decide」しなければならぬというアポリアを自覚しており、まさにそれゆえに自己自身を限界付けようとする（cf. PhI 141）。そのように、次々と異なったレベルで現れてくる「差異」の連鎖（＝「差延 difference」）に対して常に開かれていることが、「限界の哲学」における「倫理」なのである。

「イマジナリーな領域」における自己「再想像」の権利を提唱するコーネルの法理論は、こうした「限界の哲学」の基本姿勢に対応するものである、と見る事ができよう。各「人格」が到達すべき自己「理想」の有り方を、理論自体の拠って立つ「前提」を通して「限定」してしまう負の作用を可能な限り「限定」するために、まさに人格相互のイマジナリーな関係の中で変容可能な「イマジナリーな領域」という——完全に定義することが不可能な——「概念」が用いられているのである。この「概念」を「性に関わる存在」としての「自由」のためにどう活用していくかは、「人格の共同体」のプロジェクトに参加している各「ペルソナ」の「自由」に委ねられている。

(注)

- (1) こうしたコーネルの思想的背景については、筆者によるコーネルへの以下のインタビューを参照。ドウルシラ・コーネル「脱構築」と「リベラリズム」：『週刊 読書人』二二九九三号（二〇〇一年六月二十九日）、一一二頁。
- (2) デリダの亡霊的「正義」論については、拙著『法と「法外なもの」』（御茶の水書房、二〇〇一年）の第六章「マルクスの亡霊がもたらす「正義」」（一九一—二〇〇頁）で詳しく論じた。
- (3) 近代哲学史においてカントの「人格」概念が果たした役割と、彼の哲学の中での具体的な用法について、詳しくは以下を参照。平田俊博『柔らかなカント哲学（増補改訂版）』、晃洋書房、二〇〇一年、九七—一三三頁（第四—七章）
- (4) Immanuel Kant: *Grundlegung zur Metaphysik der Sitten*, in: Immanuel Kant Werkausgabe (in 12 Bänden) Bd. VII, hrsg. v. Wilhelm Weischedel, 1968, Frankfurt a.M. (Suhrkamp), 1968, S. 58 / 以下、同全集からの引用に際しては、本文中にKWと略記したうえ、ローマ数字で巻数、アラビア数字で頁数を表わすことにする。
- (5) Drucilla Cornell: *The Imaginary Domain, Abortion, Pornography & Sexual Harassment*, New York (Routledge), 1995, pp. 45 / 以下、同書からの引用・参照に際しては、本文中にDと略記し、アラビア数字で頁数を記すものとする。/ 引用した箇所では、コーネルが「persona」の代名詞として「彼女」を使っているのは、この名詞がラテン語を始めフランス語、ドイツ語、イタリア語など、西欧の諸国語で「女性名詞」になっていることに対応しているためであるとも考えられる。

- (6) アーレントの「仮面＝人格」論については、以下を参照。 Cf. Hannah Arendt : *On Revolution* (New York (Penguin Books), 1977, pp. 106-107)
- (7) Jürgen Habermas : *Der philosophische Diskurs der Moderne*, Frankfurt am Main (Suhrkamp), p. 104.
- (8) Cf. Drucilla Cornell : *At the Heart of Freedom, Feminism, Sex, and Equality*, Princeton (Princeton University Press), 1998, pp. 183-184 (仲正昌樹・石岡良治・久保田淳・郷原佳以・南野佳代・佐藤朋子・澤敏子訳「自由のハートで」, 情況出版, 二〇〇一年, 三二〇―三二二頁) / 以下, 同書からの引用・参照に際しては, 本文中に「田」と略記し, アラビア数字で頁数(括弧内は邦訳の頁数)を表すことにする。なお, 訳文は本稿の文脈に合わせて適宜変更した。
- (9) 「アイデンティティ・ポリテイクス」に対するコーネルの基本的スタンスについては、以下を参照。 Drucilla Cornell (with Sarah Murphy) : *Antiracism, Multiculturalism, and the Ethics of Identification*, in : *Just Cause, Freedom, Identity, and Rights*, Lanham (Rowman & Littlefield), 2000, pp. 33-58 (仲正昌樹監訳「正義の根源」, 御茶の水書房, 二〇〇二年, 五九―一三三頁)
- (10) 近代法における「公／私」二分論の問題についての批判的な再検証としては、例えば以下を参照。南野佳代「結婚する権利。法は愛を語るか」・棚瀬孝雄編著「法の言説分析」, ミネルヴァ書房, 二〇〇一年, 二〇二―二三二頁。
- (11) ロールズにおける「(配分的)正義」と「無知のヴェール」の関係について詳しくは、cf. John Rawls : *Theory of Justice*, Revised Edition, 1999 (Cambridge (Belknap Harvard), pp. 118-123).
- (12) ラカンの精神分析については多くの解説書があるが、本稿との関係から見て比較的分かりやすいものとしては、以下を参照。福原泰平「ラカン。鏡像段階」, 講談社, 一九九八年。
- (13) Drucilla Cornell : *Beyond Accommodation. Ethical Feminism, Deconstruction, and the Law*, Lanham (Rowman & Littlefield), 1999, p. 53. / 以下, 同書からの引用・参照に際しては、本文中にBAと略記し、アラビア数字で頁数を表すことにする。なお同書の邦訳が近く御茶の水書房より刊行される予定。
- (14) これについては、注(一)のインタビューを参照。
- (15) Catharine A. MacKinnon : *Toward a Feminist Theory of the State*, Cambridge (Harvard University Press), 1989, p. 163.
- (16) マッキノンジェンダー理論的な立脚点が最も明確に表明されている主要著書のタイトルが「『愛わらないフェミニズム』(Catherine A. MacKinnon : *Feminism Unmodified. Discourses on Life and Law*, Cambridge (Harvard University Press), 1987) と『その硬直化した「ジェンダー」観に反対する態度を表明している」。

- (17) Drucilla Cornell: *The Art of Witnessing and the Community of the Ought to Be*, in: *Between Women and Generations. Legacies of Dignity*, Palgrave (New York), p.69—94. / 筆者によるこの論文の抄訳が以下に掲載されている。「崇高なるものと『である』の共同体」: 『月刊 情況』二〇〇一年六月号、四二—五三頁。
- (18) 新宮一成『ラカンの精神分析』、講談社、一九九五年、一九四頁。
- (19) Cf. Martha Fineman: *The Neutered Mother, the Sexual Family, and Other Twentieth—Century Tragedies*, New York (Routledge) p.5—6.
- (20) コーネルのイリガライ批判については、cf. HF 119-123 [209-214]。
- (21) Cf. Andrea Dworkin/Catharine Mackinnon: *Pornography and Civil Rights. A New Days for Women's Equality*, (c)1988 by Dworkin and Mackinnon。／これに追加論文を加えた邦訳として、以下のものがある。中里見博・森田成也訳『ポルノグラフィと性差別』、青木書店、二〇〇二年)。同書は、「反ポルノグラフィ—公民権条例」の必要性を訴えるマツキノンとドウウォーキンの上記の論文をメイン・テキストとし、付属文書としてミネアポリス、インディアナポリス、ケンブリッジの三市で可決された条例、二人が中心になって作成した「反ポルノグラフィ—公民権モデル条例」を収録している。
- (22) コーネルの「意識向上グループ」での活動については、『正義の根源』に収められている論文「ぼさぼさ髪の女たち(ラス・グレニユータス)：意識向上運動を振り返って」を参照。Cf. *Just Cause*, pp.11—15 (邦訳、一九—三〇頁)。
- (23) 例えは、cf. *FW/BBS, Inc. v. City of Dallas*, 493 U.S.215(1990)。
- (24) 引用した箇所の中で言及されているロナルド・ドウウォーキンの議論については、cf. Ronald Dworkin: *A Matter of Principle*, Cambridge (Harvard University Press), 1985, pp.335-372.
- (25) この関係については、以下のインタビューを参照。ラリー・ブラッセル「AIDSと共に生きる」(聞き手＝仲正昌樹)『月刊 情況』二〇〇一年六月号、七八—八五頁。
- (26) この概念については、田中英夫・編集代表『英米法辞典』(東大出版会、一九九一年)の“reasonable man”の項を参照。
- (27) ここで言及されている「通常の男性」と「通常の女性」を混合したバースベクティヴを採用している判例としては、cf. *Brooms v. Regal Tube Co.*, 881 F.2 d at 919(7 th Cir.1989); *Ellison v. Brady*, 924 F.2 d 872(9 th Cir.1991); *Lipsett v. University of Puerto Rico*, 864 F.2 d 881,898 (1 st Cir.1988)。また、フットノリストたちが付け足した「通常の女性(トランス犠牲者)基準」として、cf. Jane L. Dolkart: *Hostile Environment Harassment: Equality, Objectivity, and the Shaping of Legal Standards*, in: *Emory Law Journal* vol.43, No.1 (Winter 1994).

- (28) この問題については、以下を参照。山崎文夫「セクシュアル・ハラスメントの法理」総合労働研究所、二〇〇〇年、一一八頁及び一四四―一五〇頁。
- (29) John Rawls: *Political Liberalism*, New York (Columbia University Press), pp.49-51 / 以下、同書からの引用・参照に際しては、本文中にPLと略記し、アラビア数字で頁数を表すことにする。
- (30) アーレントの「客観性」概念については、前掲拙著、三四―四二頁を参照。
- (31) この点については、山崎文夫、前掲書、一一一―一三〇頁。
- (32) Cf. Harris v. Forklift Systems, Inc., 114 S.Ct.367(1997); *Reichman v. Bureau of Affirmative Action*, 536 F.S2 d.1149, 1164 (M.D. Pa.1982).
- (33) Cf. Williams v. Saxbe, 413 F. Supp.654 (D.D.C.1976).
- (34) Cf. Bundy v. Jackson, 641 F.2 d 934 (D.C.Cir.1981).
- (35) こうした事情については、以下を参照。福島瑞穂・金子雅臣・中下裕子・池田理知子・鈴木まり子「セクシュアル・ハラスメント」【新版】有斐閣、一九九八年、五七―七五頁。
- (36) この論争については、cf. *Just Cause*, pp.83―127 (邦訳、一六一―二五五頁)。
- (37) 「髪編み訴訟」をめぐる「人種」と「ジェンダー」の関係については、cf. Paulette Caldwell: *A Hair Piece: Perspectives on the Intersection of Race and Gender*, in: *Duke Law Journal* vol.1991(April 1991).
- (38) Cf. Jessica Benjamin: *The Bonds of Love: Psychoanalysis, Feminism and the Problem of Domination*, New York (Pantheon Books), 1988.
- (39) Jacques Derrida: *Force de Loi, Paris (Galilee), 1994, p.35.*
- (40) デリダによる「法」の脱構築の戦略については、高橋哲哉「デリダ。脱構築」、講談社、一九九八年、一七九―二〇頁、及び、前掲拙著、一九一―二二〇頁参照。
- (41) Draucilla Cornell: *The Philosophy of the Limit*, New York (Routledge), 1992, p.132 / 以下、同書からの引用・参照に際しては、本文中にPLと略記し、アラビア数字で頁数を表すことにする。
- (42) 引用した箇所の最後の文で、「脱パラドクス化」といっているのはルーマンのシステム理論の用語であり、自己言及的なシステムが、自己言及性の「パラドクス」を「見えない部分」に追いやって、システムとしての「同一性」を保つことを意味する。これについては、福井康太「法理論のルーマン」、勁草書房、二〇〇二年、五一―六頁参照。